

平成 30 年度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 5 4
-

平成 3 1 年 3 月 1 3 日 (水曜日)

建設環境委員会会議録

平成31年3月13日 水曜日

午前10時00分開議

午後 4時48分開議（実時間307分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）
1. 議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分）
1. 議案第3号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号
1. 議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第9号・平成31年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算
1. 議案第10号・平成31年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算
1. 議案第16号・平成31年度八代市下水道事業会計予算
1. 議案第18号・市道路線の認定について
1. 議案第24号・八代市建築基準条例の一部改正について
1. 議案第25号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 平成30年陳情第4号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（八代市景観計画について）
（第3次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕について）
（八代市災害廃棄物処理計画について）

（千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟について）

（環境センター建設事業の完了について）

○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君
副委員長 百田隆君
委員 太田広則君
委員 谷川登君
委員 田方芳信君
委員 堀徹男君
委員 山本幸廣君
※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 潮崎勝君
市民環境部次長 稲本俊一君
環境課長 武宮学君
環境課長補佐兼
くらし環境係長 藤澤智博君
循環社会推進課長 坂口初美君
循環社会推進課副主幹
兼廃棄物指導係長 田中和彦君
循環社会推進課副主幹
兼循環社会推進係長 竹井公一君
理事兼
環境センター建設課長 山口敏朗君
環境センター管理課長 田中孝君
建設部長 松本浩二君
建設部総括審議員
兼次長 倉光宏一君
建設部次長 楠本研二君
下水道総務課長 久木田昌一君
建築指導課長 宮端晋也君
土木課長 西竜一君
理事兼建築住宅課長 下村孝志君

用地課長	志水浩二君
建設政策課長	涌田直美君
理事兼 下水道建設課長	福田新士君
下水道建設課長補佐兼 水処理センター場長	南浩一君
下水道建設課副主幹兼 計画係長	高田裕樹君

○記録担当書記 上野洋平君

(午前10時00分 開会)

○委員長(中村和美君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号(関係分)

○委員長(中村和美君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長(潮崎 勝君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)市民環境部、潮崎です。

それでは、本委員会に付託されました議案のうち、議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号の衛生費中、市民環境部関係につきまして、稲本次長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○市民環境部次長(稲本俊一君) 皆さん、お

はようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)市民環境部の稲本でございます。よろしくお願いいたします。

座らせていただきまして説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○市民環境部次長(稲本俊一君) それでは、議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算書・第13号について御説明いたします。

別冊の補正予算書・第13号でございますが、19ページをお開きください。よろしいでしょうか。

上段になりますけれども、歳出の款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費の補正前の額1億187万1000円に対し、生活環境事務組合負担金事業(火葬場)について120万3000円の補正をお願いし、補正後の額を1億307万4000円とするものでございます。なお、財源は一般財源でございます。

今回、補正をお願いする理由でございますが、平成18年度に、八代市民と氷川町民が八代市斎場と東陽斎場を同一料金で利用できるよう、八代市と氷川町、生活環境事務組合との間で斎場相互利用協定を締結しております。

平成30年度は、6月から9月にかけて、八代市斎場の火葬炉の大規模改修を実施した影響により、東陽斎場の利用件数が当初の見込みを上回る件数となったことから、斎場相互利用協定に基づき、不足する負担金の補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長(中村和美君) それでは、以上の部分について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員(山本幸廣君) 今、説明があったんですけども、これに関連してなんですけれども、まあ、今回については補正を認めるわけで

すけれども、斎場で、あと納骨の余ったのを保管するところが何カ所かあるじゃないですか。今のうちの八代市斎場に行けば、納骨が終わる、そして骨壺に入り切れないものの処分、灰の処分等々を2カ所ぐらい、1カ所かな、うちのあるところですか、ちょっとそれが一件、関連で聞かせてもらって。委員長、よろしいですか、関連で。済みません。わからんばよか、後からでもよろしければ。

○環境課長補佐兼くらし環境係長（藤澤智博君） 今、議員から御質問のありました、斎場での収骨の後に残りました残骨について、御説明させていただきます。

残骨につきましては、八代市斎場の場合一旦残骨を入れる収蔵庫がありますので、そちらのほうに入れまして、現在はそれを池田商店という熊本の業者さんのほうにお願いいたしまして、そちらのほうの埋蔵できるところに全て埋蔵しているという状況でございます。それに伴いまして、年に1回、私ども職員が行きまして、最後に慰霊祭をしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） そこですすね、鏡に1カ所あると思うんですよ。鏡に1カ所、八代の今の斎場の横に。これをですすね、今の状況で集約をして、それでその整備もですすね、考える必要があるんじゃないかなというふうにふと思ったもんですから、この関連ですすけれどもですすね、そこらあたりについて確認をしながらですすね、していただければなと思いますけれども、誰か、そこらあたり2カ所を知っとる人はおるかな。

○環境課長補佐兼くらし環境係長（藤澤智博君） 議員の御質問なんですけれども、ちょっと私どもでは確認はしておりませんが、多分、昔の鏡の火葬場の跡地に、もしかしたらそういうのがあるかもしれませんので、私どものほう

でそこを確認いたしまして、今後の方策については、また部長たちと相談したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（委員山本幸廣君「はい、結構です」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（田方芳信君） これは見込みを上回ったっていうことは、どのぐらい上回ってきているんですかね。

○環境課長（武宮 学君） 環境課の武宮でございます。よろしく願いします。

ただいまの質問でございますが、今回、補正をお願いします120万3000円、この内訳でございますけれども、大人80体分ほど見込みよりもちょっと多かったということで、今回補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。よろしく願いします。

○委員（田方芳信君） はい、ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、第4款・衛生費について終了します。

執行部入れかえのため小会します。

（午前10時07分 小会）

（午前10時09分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長（松本浩二君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の松本でございます。

本委員会に付託されました補正予算議案のうち、建設部所管分につきまして、倉光建設部総括審議員兼次長及び関係課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の倉光でございます。

議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号の建設部所管分につきまして説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明してよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） まず、議案第1号は、国の補正予算に伴いまして、平成31年度に予定しております事業の一部を前倒して実施するため、国への要求額をもとに、補正をお願いするものでございます。

それでは、お手元の議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算書・第13号をお願いいたします。

予算書の3ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明いたします。

款7・土木費を7億3885万増額補正しまして、補正後の額は62億3127万6000円としております。

その内訳は、項2・道路橋梁費を4億6400万円増額、項4・港湾費を2億7485万円増額するものでございます。

次に、目ごとの詳細を御説明いたします。

20ページをお開きください。20ページの下の方でございます。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費に補正額2億1100万円を加えまして、6億776万7000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が1億550万円、地方債が1億550万円

でございます。

補正額の内訳は、節13・委託料を4200万円、節15・工事請負費を1億6900万円増額するものでございます。内容につきましては、表の右、説明欄に記載しております道路維持事業でございます。委託料の4200万円につきましては、泉町の市道朴の木線ほか3路線の災害防除工事のための測量設計でございます。

ここで、別冊の建設環境委員会資料をごらんください。右肩に建設環境委員会資料と書いている、議案第1号の別冊でございます。

別冊資料の1ページに工事請負費の実施予定一覧表を記載しております。2ページ目から4ページに、工事実施予定箇所を地図に示しております。

工事請負費の1億6900万円につきましては、2ページ、八代東高校前を通ります市道中央線ほか3路線の舗装工事分8200万円と、3ページ、坂本町の市道合志野・中鶴線ほか3路線及び4ページの泉町の市道朴の木線ほか1路線の災害防除工事分8700万円でございます。

次に、予算書の20ページに戻っていただきまして、目3・道路新設改良費に補正額1億1300万円を加えまして、9億7864万9000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が6215万円、地方債が5080万円、一般財源が5万円でございます。

補正額の内訳につきましては、節13・委託料を300万円、節15・工事請負費を1億1000万円増額するものでございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております市内一円道路改良事業でございます。委託料の300万円につきましては、鏡町の市道氷川高校前線の道路改良を推進するための測量設計でございます。

ここで、先ほどの別冊の委員会資料をごらんください。5ページに工事請負費の実施予定一覧表を添付しております。6ページ、7ページには工事実施予定箇所を地図に示しているところでございます。

工事請負費の1億1000万円につきましては、市道氷川高校前線ほか2路線の道路改良工事分でございます。

次に、予算書20ページに戻っていただきまして、目4・橋梁維持費に、補正額1億4000万円を加えまして、3億5254万7000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が7700万円、地方債が5400万円、一般財源が900万円でございます。

補正額の内訳につきましては、節13・委託料を4000万円、節15・工事請負費を1億円増額するものでございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております橋梁長寿命化修繕事業でございます。

再度、別冊の委員会資料をごらんください。8ページに工事請負費の実施予定一覧表を、9ページに委託及び工事実施予定箇所を示しております。

なお、9ページでございますけれども、タイトルが平成31年度となっておりますが、大変申しわけありません、平成30年度3月補正の誤りでございます。申しわけございません。

委託料の4000万円につきましては、9ページに示しております道路橋167橋の定期点検分と、二見地区にございます下大野川2号橋ほか2橋の調査設計でございます。

工事請負費の1億円につきましては、坂本町の球磨川にかかります中谷橋の橋梁維持補修工事分でございます。

次に、予算書に戻っていただきまして、21ページの上の表をごらんください。

款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建

設費に補正額2億7485万円を加えまして、7億6755万7000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、地方債が2億7480万円、一般財源が5万円でございます。

補正額の内訳は、節19・負担金補助及び交付金を2億7485万円増額するものでございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております八代港県営事業負担金事業でございます。

ここで再度、別冊の委員会資料をごらんください。一番最後のページでございます10ページに、事業実施予定箇所及び内容等を示しているところでございます。

負担金補助及び交付金2億7485万円の内訳につきましては、国土交通省が八代港外港地区で施行しております国際クルーズ船専用岸壁整備に要します事業費25億300万円のうち、本市の負担金分として、事業費の20分の1に当たります1億2515万円。岸壁の耐震強化に要する事業費13億9700万円のうち、本市の負担金分として、事業費の10分の1に当たります1億3970万円。そのほか、県が施行します橋梁補修に要する事業費4200万円のうち、本市の事業負担金分として、事業費の6分の1に当たります700万円、それと海岸整備に要する事業費6000万円のうち、本市の事業負担金分として、事業費の20分の1に当たります300万円でございます。

以上、議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分につきましては、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) ないようでございますので、なければこれより採決いたします。

議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号(関係分)

○委員長(中村和美君) 次に、議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部総括審議員兼次長(倉光宏一君) 倉光でございます。

ただいま、国の補正に伴います議案第1号の建設部所管分につきまして御審議をいただいたばかりでございますが、議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号の建設部所管分につきましては、国の補正要求に対する内示減、いわゆる内示が少なかったことに伴いまして、減額の補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長(倉光宏一君) それでは、お手元の議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算書・第14号をお願いいたします。

4ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について説明をいたします。

款7・土木費を2億6872万6000円減額補正し、補正後の額は59億6255万円としております。

その内訳は、項2・道路橋梁費を2億6872万6000円減額するものでございます。

次に、目ごとの詳細を御説明いたします。

12ページをお開きください。12ページの下の表をごらんください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費を、補正額1億4220万円減じまして、4億6556万7000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が7110万円の減額、地方債が7110万円の減額でございます。

補正額の内訳は、節13・委託料を2150万円減額、節15・工事請負費を1億2070万円減額するものでございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております道路維持事業でございます。委託料の2150万円の減額につきましては、泉町の市道朴の木線と坂本町の市道今泉袈裟堂線の災害防除工事のための測量設計委託料の減でございます。

ここで、別冊の委員会資料、議案第33号をごらんください。1ページに工事請負費の箇所一覧表、2ページから4ページが工事实施予定箇所でございます。

工事請負費1億2070万円の減額につきましては、2ページにあります市道中央線ほか3路線の舗装工事分の8200万円の減額、それと3ページ及び4ページの市道今泉袈裟堂線ほか3路線の災害防除工事分3870万円の減額でございます。

補正予算書12ページに戻っていただきまして、次に、目3・道路新設改良費を、補正額3

390万円減じまして、9億4474万9000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が1860万円の減額、地方債が1530万円の減額でございます。

補正額の内訳は、節15・工事請負費を3390万円減額するものでございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております市内一円道路改良事業でございます。

ここで、先ほどの別冊の資料、議案第33号をごらんください。5ページに工事請負費の箇所一覧表を添付しております。

工事請負費3390万円の減額につきましては、市道有佐貝洲大江湖線の道路改良工事分でございます。

次に、補正予算書12ページに戻っていただきまして、目4・橋梁維持費を、補正額9262万6000円減じまして、2億5992万1000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が5094万4000円の減額、地方債が3270万円の減額でございます。

補正額の内訳につきましては、節13・委託料を4000万円の減額、節15・工事請負費を5262万6000円減額するものでございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております橋梁長寿命化修繕事業でございます。

申しわけありません、再度、委員会資料、議案第33号をごらんください。8ページに事業箇所一覧表を添付してございます。

委託料4000万円の減額につきましては、道路橋167橋分の点検業務の減額及び下大野川2号橋ほか2橋の調査設計委託分でございます。

工事請負費5262万6000円の減額につきましては、中谷橋の橋梁維持補修工事分でございます。

以上、議案第33号・平成30年度八代市一

般会計補正予算・第14号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（山本幸廣君） 説明があったんですけども、本当に内示がこれだけ減額をなされてきて、修正、修正しなきゃいけないという今の次長の説明で、大変だったろうなという気持ちでいっぱいであります。

安全防災の交付金というのがこれだけ減額なされてきたということ、これからはっきり見つめながら、我々議会としてもですね、委員会を初め議会としても、国に対する要望というのは率直に、内示が、前倒ししながら内示が来るのを楽しみにしとるわけですね、どこの自治体も一緒なんですけども。

そういうことで一生懸命頑張られた職員の方々、そしてまた、この市道、今後、予算をつくる中でも大変苦勞なされたなということで、職員の方々にはですね、御苦勞と、それから、このような状況になってですね、即補正で対応されたというのはですね、私はいいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかに、質疑は終了し、意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、なければこれより採決いたします。

議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を

求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号

○委員長(中村和美君) 次に、議案第3号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長(久木田昌一君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 下水道総務課の久木田でございます。

隣が下水道建設課長の福田でございます。

着座にて、それでは御説明をさせていただきますと思います。

それでは、議案第3号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号について説明をいたします。

別冊になっております、八代市下水道事業会計補正予算書・第3号をお願いいたします。

今回の補正の内容は、本年の2月7日に成立いたしました国の平成30年度の2次補正予算により、社会資本整備総合交付金の内示がありましたことから、これを活用し、北部中央雨水調整池の整備工事及び、ストックマネジメント計画に基づく管渠築造工事の事業推進を図るため、所要の事業費につきまして、補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の詳細について、説明をさせていただきます。

1ページのほうをお願いいたします。

まず、第2条では、当初予算において第2条に定めました業務の予定量で、(6) 主要な建設改良事業のうち、管渠施設整備費を2億6000万円追加し、補正後の金額を1億65096万円としております。

次の第3条では、当初予算におきまして第4条に定めました、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものと定めております。

収入では、第1款・資本的収入、第1項・企業債で1億3000万円を、第2項・補助金で同額の1億3000万をそれぞれ追加し、資本的収入の補正後の金額を32億4160万9000円としております。

また、支出では、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費で2億6000万円を追加し、資本的支出の補正後の金額を42億3603万5000円としております。

なお、補正額の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第4条・企業債では、資本的収入における企業債の増額に伴う起債の借入限度額変更について計上しております。

続きまして、3ページからが下水道事業会計補正予算に関する説明書でございます。

5ページが補正予算の実施計画となります。

次に、6ページは資本的収入及び支出の明細でございますので、6ページをごらんください。

まず収入につきましては、款1・資本的収入、項1・企業債、目1・企業債で1億3000万円を追加しまして、補正後の計を18億7370万円としております。

次に、款1・資本的収入、項2・補助金、目1・国庫補助金でも、1億3000万円を追加しまして、補正後の計を8億4450万円としております。

支出につきましては、款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費で2億6000万円を追加し、補正後の計を1億65096万円としております。

補正額の内訳で、まず管渠築造工事、ストックマネジメント分としまして、6000万円を

計上しており、これは八代処理区のうち、整備後の年数が経過している中央部付近で老朽化が著しいと診断結果が出ている部分、約0.5キロメートル分を予定しております。

さらに、北部中央雨水調整池整備工事として2億円を計上しており、田中西町にあります北部中央公園の地下に、雨水整備として実施するものです。

どちらも、この後の議案に出てまいります平成31年度当初予算に計上しております分とあわせて行うものでございまして、全額、交付金内示に伴うものでございます。

以上で、議案第3号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんですね。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございます。なければ、これより採決いたします。

議案第3号・平成30年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前10時36分 小会）

（午前10時37分 本会）

◎議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（潮崎 勝君） それでは、本委員会に付託されました議案のうち、議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算につきまして、当委員会所管の衛生費中、市民環境部所管の当初予算を、総括的に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

まず、予算の説明に入ります前に、平成31年度から環境部門の組織再編について、簡単に御説明いたします。

本年度末に環境センター建設事業が終了することに伴いまして、環境センター建設課を廃止し、新たに、環境関連施設である斎場、し尿処理場、最終処分場等の整備を一体的かつ円滑に進めるため、環境課内に環境施設整備推進室を新設いたします。

それでは、平成31年度の市民環境部の衛生費関係予算についてですが、まず、予算書の18ページをお願いいたします。

款4・衛生費でございます。衛生費の欄には、健康福祉部所管分と市民環境部所管分を含めた予算額が掲載されております。

款4・衛生費の平成31年度予算額は36億6186万4000円で、うち市民環境部関係は19億9405万9000円、54.5%でございます。

平成30年度予算額は38億6364万6000円で、うち市民環境部関係は21億7525万6000円、56.3%となっており、増減額は全体で2億178万2000円、5.2%の減、うち市民環境部関係ですが、1億819万7000円、約8.3%の減となっております。

ります。

減額の主な要因でございますが、環境センター建設事業が終了したこと、千丁、鏡、東陽、泉町のごみを環境センターで処理することとなり、八代生活環境事務組合への負担金が減額したこと、衛生処理センターの機器耐震化工事が終了したことなどが主な理由でございます。

続きまして、平成31年度の環境施策に関する主な取り組みとして、5点ほどを説明させていただきます。

1点目、環境関連施設の適切な維持管理でございます。

斎場、衛生処理センターなど、市民環境部が所管します施設は老朽化したものが多く、各施設の安全性や処理能力を維持するための対応を重点的に進めながら、安定的な市民へのサービス提供が維持できるよう努めてまいります。

斎場につきましては、昭和55年に供用開始し、38年を経過していることから、平成27年度に策定しました斎場延命化計画に基づき、必要に応じた建築物などの補修を行い、火葬炉耐火材の補修や関連機器などを交換し、今後12年間程度は、施設の延命化を図ってまいります。

一方、将来的に安定して安全に斎場機能を維持するためには、施設全体の更新が必要でありますことから、延命化対策と同時並行で、新斎場整備の検討を行ってまいります。

衛生処理センターにつきましては、昭和35年に供用開始し、既に58年を経過していることから、特に老朽化が著しく、約7年後をめどに新施設の整備が必要と考えております。平成30年度は、衛生処理センターの機器耐震化工事を行い、引き続き、施設の適切な維持管理及び保守点検を行うなど、延命化を図ってまいります。

2点目、ごみ減量化対策でございます。

ごみ減量・再資源化への取り組みにおきま

しては、市報や新聞折り込みによる啓発チラシの配布に加え、多言語版資源分別表の作成や、スマートフォンを使ったごみ分別アプリサービスの活用促進に努め、より多くの方々に情報発信を行います。

また、引き続き生ごみ堆肥化容器等設置助成金の利用促進を図るとともに、出前講座や環境センターを中心とした環境学習、イベント等の実施により、市民の皆様や事業者の方々へ一層の御理解を図り、燃えるごみの減量化と再資源化に努めてまいります。

3点目、最終処分場整備についてでございます。

最終処分場整備については、資源物として分別収集しているガラスくず・陶磁器類の埋め立て処分が今後も必要だとして、本年、最終処分場の方向性について検討を行ってきましたけれども、最終的に市として整備が必要との方向性が見えてまいりましたことから、平成31年度は処分場の形状や候補地の選定などの比較検討に入るものでございます。

4点目、九州新幹線鉄道騒音・振動問題への対応でございます。

新幹線の騒音・振動対応につきましては、引き続き沿線地域において、騒音・振動測定を市職員による測定及び業者委託で行い、鉄道騒音の状況を沿線住民の皆様にお知らせする一方、一部地域において基準値を超過しておりますことから、鉄道事業者などに対して必要な措置を講じていただくよう要望してまいります。

5点目、ラムサール条約登録関係でございます。

事業費として計上はしておりませんが、球磨川河口干潟のラムサール条約登録に関しまして、関係団体からの要望や地元からの意見などが上がっております。現在、それらの対応を進めているところでございます。

登録に向けては、地元の方々の理解が必要不

可欠でありますことから、拙速にならないよう、引き続き、地元や関係者に対して丁寧に説明しながら進めてまいります。

最後になりますが、平成30年6月末に稼働を終えました中北町の清掃センターは、場内に残った廃棄物の処理や施設の閉鎖作業及び安全管理のための工事が終了しましたので、今後は解体まで適切に管理していくこととなります。

また、環境センターでは、ごみ処理の適正処理はもとより、環境学習の拠点として市民の皆様にも有効に利用していただけるよう努めてまいります。

以上が、市民環境部が所管いたします平成31年度当初予算に関する総括とさせていただきます。

今後、市議会を初め市民の皆様のご意見を聞きながら、改善すべきところは改善し、環境に優しいまちづくりを目指し、事業の着実な遂行に努めてまいります。

なお、各事業の内容につきましては、担当の稲本次長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○市民環境部次長（稲本俊一君） 市民環境部の稲本でございます。座らせていただきまして説明をいたします。よろしくお願いいたします。

議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算中、本委員会に付託されました第4款・衛生費のうち、市民環境部が所管いたします歳出予算について説明させていただきます。

平成31年度当初予算の総括につきましては、先ほど潮崎部長が説明いたしましたので、私からは予算書の目ごとに順次説明させていただきます。

それでは早速、予算書79ページをお開きください。よろしいでしょうか。

下段になりますが、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費でございます。予算額は8930万8000円で、前年度より1

256万3000円の減額となっております。

まず、斎場管理費の事業概要について、右端の説明欄をごらんください。

斎場管理運営事業及び斎場施設整備事業ですが、松崎町にあります当該施設は、昭和55年の供用開始後38年を経過しておりますが、市斎場では厳かな環境を保持する必要があることから、礼節と安全面・衛生面に配慮した管理運営に必要な費用を計上しております。また、施設の老朽化対策として定期的な改修を実施し、炉などの緊急停止等が起こらないよう施設整備を行っております。

生活環境事務組合負担金事業（火葬場）は、東陽町にあります組合斎場の維持管理に充てる本市負担金と、本市及び氷川町の住民が市斎場と組合斎場を同額でともに利用できるよう協定を結んでいる斎場相互利用負担金を計上するものでございます。

次に、節ごとに内容を説明しますが、主に金額が多いものについて述べさせていただきます。

節11・需用費4318万5000円は、市斎場延命化計画に基づき実施します火葬炉設備等の改修及び修繕費3567万5000円、灯油等の燃料費509万7000円、電気料等の光熱水費228万6000円が主なものでございます。節13・委託料2243万円は、市斎場の火葬業務委託費1930万6000円、清掃業務委託費149万3000円、火葬設備等保守点検業務委託費49万1000円が主なものでございます。節19・負担金補助及び交付金2345万3000円は、組合斎場への維持管理負担金2100万円、斎場相互利用協定に基づき、組合斎場を利用した場合に生じる市負担金245万3000円でございます。

次に、特定財源の御説明をいたします。

その他の特定財源3933万8000円は、市有施設整備基金繰入金3000万円、市斎場

使用料905万1000円、氷川町からの斎場相互利用負担金23万6000円、その他雑入5万1000円でございます。

最後に、予算額が1256万3000円減額した理由ですが、平成30年度は、火葬炉の延命化対策として、火葬炉の本体の大規模改修を行っておりますが、平成31年度は、更新時期が来ている燃焼室のプロア等の交換を予定しており、前年度より修繕料が減額していることが主な理由でございます。

次に、その下、目4・狂犬病対策費でございます。予算額は431万円で、前年度より7万6000円の増額であります。

狂犬病予防対策事業は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射事務に要する費用でございます。

節4・共済費20万9000円、節7・賃金126万6000円は、臨時職員1名の雇用経費でございます。節12・役務費90万8000円は、犬の登録及び狂犬病予防注射通知に要する郵便料90万2000円の通信運搬費が主なものでございます。節13・委託料102万9000円は、犬の飼い主が行うこととなっている犬の登録及び狂犬病予防注射に関する諸手続を極力簡素化できるよう、獣医師会に事務委託する経費でございます。

その他特定財源401万8000円は、犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料収入などでございます。

続きまして、80ページをお開きください。

項2・生活環境費、目1・生活環境総務費でございます。予算額は3億1728万5000円で、前年度より2867万7000円の増額でございます。

生活環境総務費は、職員36名分の人件費、建設部が予算執行をいたします小型合併処理浄化槽設置整備事業、特別会計繰出金事業（浄化槽）に要する経費でございます。

節2・給料から節4・共済費までは、職員36名分の人件費でございます。節19・負担金補助及び交付金5673万3000円は、小型合併処理浄化槽148基分の設置補助金が主なものでございます。節28・繰出金1566万8000円は、八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰出金でございます。

なお、特定財源3630万円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に伴います、国・県からの補助金でございます。

最後に、増額予算となった理由ですが、前年度では職員人件費を29名分で予算措置いたしておりましたが、本年度は7名増の36名で計上したのが主な増額理由でございます。

次に、目2・環境保全対策費でございます。予算額は1500万3000円で、前年度より326万円の減額となっております。

環境保全対策費では、自然環境の状況に応じた対策を行う自然環境保全推進事業、環境保全行動の促進を目的とした環境学習推進事業、81ページになりますが、環境パートナーシップ会議と連携を図り、環境基本計画の推進を図る環境パートナーシップ推進事業、公害の未然防止と環境負荷の低減に向けた施策を推進する環境保全対策事業、日常生活や経済活動を支える恵まれた地下水を保全し、継続的な利用を図るためモニタリング調査等を行う地下水保全対策事業、地球温暖化問題への対応として、各家庭における再生可能エネルギーの普及や、温室効果ガスの排出量削減を図る住宅用太陽光発電システムや蓄電池の設置補助等を行う地球温暖化対策推進事業を実施しております。

80ページの下段になりますけれども、節1・報酬11万8000円は、環境審議会委員10名分の報酬でございます。節8・報償費28万5000円は、環境パートナーシップ会議委員への謝礼が主なものでございます。

81ページの上段になりますが、節13・委

託料427万5000円は、九州新幹線鉄道騒音・振動調査業務委託162万円、自動車騒音常時監視業務委託85万5000円、悪臭物質分析業務委託71万8000円などが主なものでございます。節19・負担金補助及び交付金954万6000円は、住宅用太陽光発電システム等設置補助金として、太陽光発電システム設置70基分、蓄電池40基分の補助金930万円が、主なものでございます。

なお、特定財源32万2000円は、騒音規制及び地下水採取に伴う届け出事務等に対する県支出金でございます。

続きまして、81ページ中段の目3・廃棄物対策費でございます。

予算額は1864万2000円で、前年度より7673万9000円の減額でございます。これは、環境センター建設事業が完了したことから減額になったものでございます。

廃棄物対策費では、一般家庭や事業系ごみの減量化対策を図るごみ減量化対策事業、敷川内環境保全用地の継続的な維持管理を行う敷川内環境保全対策事業、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全を図る廃棄物処理対策事業について、引き続き取り組んでまいります。

また、最終処分場整備事業では、資源物として分別収集しているガラスくず・陶磁器類については、今後も埋め立て処分が必要だとして、本年最終処分の方向性について検討を行ってまいりましたが、最終的には市として整備が必要との方向性が見えてまいりましたことから、31年度は処分場の形状や候補地の選定などの比較検討に入るものでございます。

節4・共済費52万3000円、節7・賃金312万1000円は、廃棄物の不法投棄や野焼き防止のパトロールを行う不法投棄監視指導員2名の雇用に要する経費でございます。節11・需用費243万6000円は、ごみ減量化対策としての啓発チラシ作成やその他の印刷製

本費154万6000円、消耗品費35万8000円、公用車の燃料費43万7000円が主なものでございます。節12・役務費71万8000円は、ごみ減量啓発チラシ新聞折り込み手数料47万7000円や、不法投棄処理に係る大型ごみ処理手数料10万円や、警告看板作成手数料11万9000円などが主なものでございます。節13・委託料927万2000円は、最終処分場候補地選定調査業務委託600万円、敷川内環境保全用地の維持管理委託204万1000円、このほか二見、昭和、坂本地区最終処分場周辺の水質調査委託等に要します経費108万7000円でございます。節19・負担金補助及び交付金200万円は、コンポスト式生ごみ堆肥化容器100基分と、電気式生ごみ処理機50基分の購入助成金でございます。

特定財源の国・県支出金33万7000円は、熊本県産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金です。

その他特定財源207万1000円は、敷川内環境保全用地維持管理基金からの繰入金204万5000円が主なものでございます。

続きまして、目4・環境衛生費でございます。予算額は543万7000円で、前年度より35万8000円の増額でございます。

環境衛生費では、感染症のおそれのある衛生害虫の駆除等を行う衛生害虫駆除事業、環境美化への意識の高揚を図り、良好な生活環境の確保に努める環境美化推進事業、市営墓園3カ所の維持管理を行う墓地関係事業を行っております。

節4・共済費21万円、節7・賃金127万8000円は、環境美化推進事業及び衛生害虫駆除事業の繁忙期に雇用します臨時職員1名分の雇用経費でございます。節11・需用費192万8000円は、衛生害虫駆除に使用します薬剤等の消耗品費74万1000円、ボランティア

ィア活動袋等の印刷製本費34万1000円、消毒機械等の点検整備に伴う修繕料23万1000円が主なものでございます。

次に、82ページの上段になりますが、節13・委託料141万6000円は、排水路等の害虫駆除委託61万7000円、市営上片墓園、鏡墓地公苑、東陽墓地公苑3カ所の清掃業務委託73万2000円が主なものでございます。

その他の特定財源99万4000円は、市営墓園3カ所の管理料収入でございます。

次に、目5・塵芥処理費でございます。予算額は12億4854万6000円で、前年度より6360万8000円の減額となっております。

これは、主に環境センターの管理運営及び施設整備等に係る増額と、清掃センター閉鎖による施設整備等に係る減額及び生活環境事務組合負担金（じん芥分）の減額を相殺した額でございます。

塵芥処理費では、ごみの減量化と樹木・剪定くずの資源化を図る樹木・剪定屑リサイクル事業、環境センターの管理運営及び施設整備を行うごみ処理施設管理運営事業及びごみ処理施設整備事業、各家庭から排出される可燃物、資源物の収集運搬・分別を行うごみ収集管理事業及び分別収集事業、クリーンセンターの最終処分場の管理及び焼却施設の経年劣化による補修等に要する経費を負担する生活環境事務組合負担金事業（じん芥）、千丁支所管内における平成30年一般廃棄物処分業許可の取り消しを求める訴訟に関する一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業、閉鎖した清掃センター及び市内3カ所の最終処分場の維持管理を行う塵芥施設維持管理事業を行っております。

節2・給料から節4・共済費までは、職員8名分の人件費が主なものでございます。節7・賃金557万3000円は、施設管理業務の一

部を担当する非常勤職員3名、環境センターに持ち込まれた資源物の再分別作業等に従事する臨時職員4名、計7名の賃金でございます。節11・需用費1億401万3000円は、環境センターの施設管理消耗品52万4000円、環境センターマテリアルリサイクル施設の施設管理消耗品116万8000円、分別収集容器購入費320万円、その他を含み、消耗品費618万6000円、ごみ収集車両等の燃料費等1155万9000円、有料ごみ指定袋作製経費などの印刷製本費5513万3000円、環境センターや閉鎖した清掃センターの施設修繕や公用車整備点検などの修繕費2783万5000円などが主なものでございます。節12・役務費1263万6000円は、有料ごみ指定袋を販売いただいている小売店等への販売手数料1111万8000円、環境センターの消防設備の法定検査手数料69万2000円などの手数料が主なものでございます。節13・委託料10億552万6000円は、環境センター（エネルギー回収推進施設）運営委託2億75万5000円、環境センター（マテリアルリサイクル推進施設）運営委託1億9899万2000円、環境センター（エネルギー回収推進施設）から排出されます焼却灰の資源化・運搬委託1億1898万2000円、環境センター（マテリアルリサイクル推進施設）から排出されます資源物等（廃乾電池、廃蛍光管、廃家電、不燃性残渣）の運搬・処理委託2003万2000円、可燃物及び資源物収集運搬業務委託4億871万8000円、有料ごみ指定袋の販売代金収納業務委託1667万7000円、樹木・剪定屑リサイクル事業委託660万3000円などが主なものでございます。節19・負担金補助及び交付金5332万8000円は、組合クリーンセンターの最終処分場の管理及び焼却施設の経年劣化による補修等に要する経費に必要な本市負担金5296万3000円

が主なものでございます。

その他の特定財源3億8144万2000円は、搬入ごみ処理手数料収入1億4371万円、有料指定袋処理手数料収入2億850万円、再資源化物販売代金納付金2217万2000円が主なものでございます。

最後になりますが、目6・し尿処理費でございます。予算額は2億9552万8000円で、前年度より5413万8000円の減額となっております。

し尿処理費では、くみ取りし尿を郡築12番町の衛生処理センターで処理するための経費である、し尿処理施設管理運営事業及びし尿処理施設整備事業、83ページになりますが、合併処理浄化槽などの汚泥を新港町3丁目にある浄化槽汚泥処理施設で処理するための経費である浄化槽汚泥処理施設管理運営事業、浄化槽汚泥処理施設整備事業、事務組合衛生センターの維持管理に要する経費を負担するための、生活環境事務組合負担金事業（し尿）を行っております。

82ページの下段に戻りますが、節2・給料から節4・共済費までは、職員3名分の人件費でございます。

83ページになりますが、節11・需用費4179万2000円は、工業用薬品購入等の消耗品費597万3000円、衛生処理センターの水道料や電気料、浄化槽汚泥処理施設の下水道使用料、水道料及び電気量など、両施設の光熱水費3166万2000円、公用車の車検や点検整備等の修繕料321万1000円などが主なものでございます。節13・委託料1億4217万6000円は、衛生処理センターの運転管理業務委託3035万4000円、浄化槽汚泥処理施設の運転管理業務委託3333万5000円、衛生処理センターでの発生汚泥を含め処理する浄化槽汚泥処理施設脱水汚泥収集運搬処理業務委託4012万6000円。節19

・負担金補助及び交付金9122万1000円は、鏡町にあります組合衛生センターの管理運営に係る本市負担金9120万1000円が主なものでございます。

その他の特定財源18万2000円は、一般廃棄物処理業等許可手数料収入でございます。

なお、前年度より予算額が5413万8000円減少した理由ですけれども、平成30年度に実施しました衛生処理センターの機器耐震化工事5000万円及び浄化槽汚泥処理施設の機器耐震化工事設計業務委託1090万2000円の予算減が、主な理由でございます。

以上をもちまして、款4・衛生費中、市民環境部関係分の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（百田 隆君） 80ページの環境保全対策費の中で、審議会への報酬が出ておりますけれども、大体、この審議委員ちゅうのは何人ぐらいおられて、その審議会はどのぐらい、年に何回ぐらいあるんですか。

○環境課長（武宮 学君） 環境課の武宮でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの御質問でございますが、審議会委員は10名でございます。

それと開催回数でございますけれども、1年度に大体、おおむね2回ほど開催をしております。今年度は八代市環境基本計画等を策定した関係で、2回とも開催をしております。

以上でございます。

○委員（百田 隆君） はい、わかりました。ありがとうございます。

81ページですけど、廃棄物対策費として、敷川内環境保全対策事業の現状はどのようになっているのかですね。問題ないのかどうか、そのあたりをお答え願いたいと思います。

○循環社会推進課副主幹兼廃棄物指導係長（田中和彦君） 循環社会推進課、田中です。

今、委員からお尋ねがありました敷川内環境保全用地の現状ですけれども、特段、水質検査等での異常等は検出されておられません。平面部及びのり面の除草作業及び、平面部に土砂のしゅんせつ用の遊水池を設けてございますけれども、こちらのしゅんせつのほうを年に1度行っておる現状でございます。

以上です。

○委員（百田 隆君） はい、わかりました。ありがとうございました。

もう一点です。81ページの節13の委託料、最終処分場の候補地を今探しておられるということでございますが、大体これはコンサル等に対してもお願いしておられるのかどうかということと、大体何年をめどにしておられるのかなという思いですが、この2点についてお答え願えればと思います。

○理事兼環境センター建設課長（山口敏朗君） 環境センター建設課の山口でございます。

委員お尋ねの最終処分場の候補地の件ですけれども、これはまだ候補地の検討に入っておりません。来年度検討に入るということで、まだどこにするかという、その候補地すらまだ挙げていない状況です。

ことしの調査では、最終処分場をつくる必要があるのかどうか、そのあたりの検討を行ってまいりまして、最終的に最終処分場の整備が市としても必要になってきたというのが見えてきたということで、来年度、一番手のかかる候補地の選定作業に入りたいということで、予算を計上させていただいているところです。

以上でございます。（委員百田隆君「ああ、そうですか。はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員（堀 徹男君） 済みません、今の関連なんですけど、委託料で600万円というふう

候補地の選定そのものを委託先に探してもらうのかというのが聞きたいところなんですけど。

（「そうやな」と呼ぶ者あり）そこなんですよ。

○理事兼環境センター建設課長（山口敏朗君） 候補地の、まずどういうところがいいかというのをいろいろ探していただくという部分でございます。それとあわせて、今年度、来年度の、——ああ、申しわけございません。最終処分場の形状ですね、どういったものが適しているかとかですね、そういった最終的な今後の事業に係る部分の調査を行っていただくという部分でございます。

以上でよろしかったでしょうかね。もう一点、ちょっとど忘れしましたけど。済みません。

○委員（堀 徹男君） 何を委託するのかって聞きたいんです。

○理事兼環境センター建設課長（山口敏朗君） 候補地の場所、どういった場所があるかということを探していただくという形になります。八代市は広うございますので、それを全部ですね、適した場所というのを探していただくところでございます。

○市民環境部長（潮崎 勝君） 補足いたします。候補地の選定以外にですね、処分場の形式、どのような形の処分場が必要か、いろいろな形の選定も含まれておりますので、そういう部分も委託の内容でございます。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがとうございます。いいですか、続けて。

斎場の管理を委託されているというふうにお伺いしたんですが、どこに委託をされていますか。委託先を教えてください。

○環境課長（武宮 学君） 斎場の管理委託先でよろしかったでしょうか。（委員堀徹男君「はい」と呼ぶ）

斎場につきましては、現在、弘済会に運営管

理業務を委託しております。

以上でございます。（委員堀徹男君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） ちょっと今、伺ったんですけど、最終処分場の件で、今部長が説明したように、先ほども説明はあったんですが、今回、候補地について、これからというところがありますけれども、まあ審議委員も含めてですけれども、議会としては常任委員会がありますからですね、今までずっと最終処分場、環境センターの問題については、常に研修、管外研修しながらですね、物すごく研さんを深めてきたわけです。最終処分場についてもいろいろ議論をやってきました。ですから、よろしかればですね、委員長、きょうはどうしても予算ですけども、委員会にはその中身についてもですね、その都度都度報告をしていただきたい。これはお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○市民環境部長（潮崎 勝君） 最終処分場につきましてはですね、今後、今までの過去の処分場を選定したときも、いろいろ多方面の意見を聞く必要がございましたので、今回考えております処分場につきましても、今まで以上にですね、皆さんの意見を聞く必要があるかと思えます。

早速きょうの所管事務調査で、最終処分場につきましては報告を入れておりますので、後ほどまた改めて御説明したいと考えております。（委員山本幸廣君「はい、了解。よろしいです」と呼ぶ）

○委員（堀 徹男君） 小型合併処理浄化槽の補助金についてお尋ねしたいんですが、80ページですかね。予算書、80ページですかね。下水道の整備がシフトしたということで、小型合併処理にシフトしていくと思うんですが、148基分という予算計上で、今までの推移から

して、この予算で、当初ですが、十分な見込みがあるというふうに考えられて上げられたんでしょうか。足りそうですかということですけど。

○下水道総務課長（久木田昌一君） 近年のですね、補助金の執行状況をまず述べさせていただきますと思います。平成27年度が169基、平成28年度が146基、平成29年度が130基、それと見込みになりますけど、今年度の平成30年度が134基というような状況でございます。

今回148基分の予算を計上しておりますが、ことしの見込みからしますと14基分ぐらい余裕があるというところで、大丈夫であろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） はい、聞きたかったことを御丁寧に答えていただいて、ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 済みません、ごみ減量化対策事業で、今までごみ減量化アドバイザーが2名いらっしゃったと思うんですけども、この人件費は入っているのかということ、この事業をやられるのかということと、環境学習派遣事業、まあ金額は微々たるものなんですが、環境学習の講師がどういった方なのかということ、それから派遣先20カ所はどのようなところでしょうか。そこの詳細を教えてもらえればと思います。

○循環社会推進課副主幹兼循環社会推進係長（竹井公一君） 循環社会推進課の竹井です。

まず、御質問のアドバイザー事業のほうの職員のほう、本予算には職員のほうは入っておりません。

続きまして、環境学習派遣事業なんですが、こちらのほう、講師のほうは、市内の市民団体

のほうを講師として依頼しております。この対象となりますのは、市内の幼稚園もしくは保育園、あと小学校の低学年を対象とした事業になっております。

以上、お答えとします。

○委員（太田広則君） まずアドバイザーをしなかった理由、それから、もう少し環境学習講師、どういった方なのか、専門職なのか何か、もうちょっと詳しく教えてくれないですかね。

○循環社会推進課長（坂口初美君） まず、ごみ減量アドバイザーの件についてですが、昨年度から再任用の職員さんのほうに来ていただいておりますので、そちらのほうで、職員が直営という形で事業所へのアンケートとか聞き取りのほうの事業をさせていただくということで、形態を変えております。

それと環境学習講師は、次世代のためにがんばる会という団体さんに主に講師をお願いして、それに職員が帯同して、小学校とか保育園に出向いているということですが、件数が、——（委員太田広則君「いや、件数は20カ所でしょう」と呼ぶ）20カ所ぐらい行けばいいということで、予算計上しているというところがございます。（委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 予算書82ページの塵芥処理費の部分で、ごみ収集管理事業の分ですけど、ごみ袋の作製というのがあると。有料袋作製。一般質問で今回出たので、ちょっと気になったんですが、ごみ袋の項目というのは、使用料、手数料というような位置づけだったということで、消費税の転嫁分をどうしますかというような質問の内容だったかなというふうに聞いているんですが、前回か前々回ぐらいに、作製するときの消費税の分を、指導があって、何か払ったというような、業者に、何かそ

ういう事案があったと思うんですけど、今回も消費税増税分というのが確実に、市として作製した場合に業者に払う分は出てくると思うんですけど、その分の吸収分というのはどこから出るんですかね。

○市民環境部長（潮崎 勝君） まず、御質問のですね、消費税の扱いなんですけども、ごみ袋を小売店さん、問屋さんに送っていただく委託料という観点から、委託料に消費税は乗せる必要がございますので、ごみ袋の販売に必要な販売委託料の部分に消費税を乗せて払ったということでございます。ですから、ごみ袋を売ることには消費税はかかっておりません。それが一点。

それともう一点、ごみ袋の製造のお金なんですけれども、製造をお願いするときには当然、消費税をかけて製造を——皆さんにごみ袋を作製していただいております。

それともう一点、製造する金額と販売する金額は当然、差額があります。

以上でございますけれども。

○委員（堀 徹男君） その差額分を税金で負担しているということで、十分利益は出ているんですか。（市民環境部長潮崎勝君「ちょっと担当課長、済みません」と呼ぶ）

○環境センター管理課長（田中 孝君） 環境センター管理課、田中でございます。

委員おっしゃるとおり、その消費税分につきましては、一般会計のほうで負担しているというところでございます。（委員堀徹男君「はい、それで結構です」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 今のにちょっと関連しているんですけど、実はこのごみ袋は合併当初から、私が最初の質問をしたときから覚えているんですけども、もう14年たちました。よその自治体からすると、八代市のごみ袋というのは高いんですよ。よその自治体は10円でも

20円でもずっと下げている。

八代市は焼却費を負担するという考えのもとで、旧中北の清掃センターだったがゆえに、皆さんに焼却の負担をしているから、金額はコストダウンできないんですという話で、私も市民には説明をしてきたんですが、今回、新しい環境センターになりました。そこで、まだずっとこの市民はそういう焼却を負担しながら、コストは下らないという。少しでも、10円でも20円でも下げてあげたいという気持ちはあるんですけども、そういった考え方というのは変わっていないということなんじゃないかな。そこだけちょっと確認したいんですが。

○環境センター管理課長（田中 孝君） 委員のおっしゃる部分につきましては、今後、他市の状況または経済状況、14年ほどたっておりますので、全てのことを勘案した上で進めていかなければならないものだというふうに考えております。ただ現状では、今のまましばらくはお願いするというような考えで進めたいとは考えております。

以上でございます。

○委員（太田広則君） ずっとずっと5500万ぐらいのね、製造元、大分だったですよね、たしか。そういうところに移っているんで、コストダウンの観点からもですね、そろそろ見直しをしてもいいんじゃないかなと。確かに石油ですから、石油が高騰したり低くなったりという、その年もあるかと思えますけどですね、どこかでコストダウン、そして市民の負担を軽減するというですね、考え方も必要かと思えますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 79ページ、目の狂犬病対策費の中で、先ほど稲本次長が説明なされたんですが、狂犬病については今、マスコミ等が大変、犬の問題でいろいろ報道なされておりますですね。そういう中で八代市に大体、頭数

はどれくらい確認されておられるのかと、それとですね、毎年毎年なんですけれども、この委託料、ほかは共済と賃金、その節の中ですね、ですので、ここらあたりの対策を強化するかしないのか、そういうだからで予算計上がなされているんですけども、この予算でいいのかなということもちょっと感じたものですから、そこら辺について説明してもらえますか。

○委員長（中村和美君） はい、誰ですか。

○環境課長（武宮 学君） ただいまの御質問でございますが、平成30年2月末現在の登録数と注射頭数を申し上げたいと思います。登録頭数が5691頭でございます。注射済みの頭数が4667頭ということでございます。

それと2点目の接種率の関連の質問があったかと思いますが、接種率が年々低下をしておりました。そこで、29年度に一部事務を改善しまして、まずは飼い主へのダイレクトメールを出しましょうというようなことで、飼い主に対して、飼い犬に狂犬病の予防接種をするのは義務ですよというようなことをお知らせをする取り組みをしました。

2点目としまして、広報媒体、市報あるいは環境課で発行しております「しろくまだより」、御存じかと思いますが、それから市ホームページ、そういう等々の広報媒体を活用して、啓発を強化いたしました。

それから3点目といたしまして、集合注射、——4月に実施をしておりますが、集合注射を受けられなかった未接種の飼い主に対しまして、毎年催告、注射を受けてくださいというような催告をしておりますが、それをそれまでは年1回やっておりましたが、それを年2回に強化をするということで、平成30年度は8月と11月に実施をしております。ちなみに発送しました数を申し上げておきますと、8月は2038頭分、1578通発送をしております。11月が1553頭分、1190通催告書を送付

をしたというところでございます。

最後でございますが、4点目としまして、接種率を上げるために、電話で高齢犬の生存確認をいたしまして、登録台帳の整理をしたと。その4点をもって、接種率向上の改善の取り組みを進めてきたというところでございます。

御質問になかったこともお答えしたかと思えますが、以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 詳細に、本当に御説明いただきまして、武宮課長、ありがとうございます。今の時代の中で、今言われたとおりですね、やっぱり啓蒙活動していかなきゃいけないということですので、本当に詳細に説明いただきましたので、納得いたしました。

○委員（田方芳信君） 今、犬についてはこういう予防接種をされていますけど、猫はどぎゃんなつとつとだろか。何も考えてない。

○環境課長（武宮 学君） 犬ではなくて猫に関する御質問でございますが、犬に関しましては狂犬病予防法がございます。猫に関しましては動物愛護法というのがございまして、その動物愛護法をひもといってみますと、傷病猫、いわゆるけがをしている猫の対応については、県知事が対応するというふうに明記をされております。

その取り扱い方はいろいろ、さまざまあるかと思えますが、当課には猫に関する苦情が非常に多うございます。その猫といえますのは傷病猫じゃございまして、いわゆる野良猫に関する苦情でございます。野良猫に餌を上げて、その延長線上で猫が何十匹もふえたと。近所に大分、野良猫がたむろしているというようなことで、非常に苦情が多うございますが、そういう苦情があった場合には、当課の職員が現地を確認しまして、餌やりをしない、餌をやった猫は飼い主同然として自分で飼ってくださいというような指導をしております。

猫に関しましては非常に、県なのか市なのか

という境目が非常に難しゅうございます。主に市が、基礎自治体でございますので、住民に寄り添った対応をしております。今後とも猫に関しましては、同様の対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（委員田方芳信君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） もう一つよかですか。81ページ、衛生費の中でですね、地下水の保全の対策事業、先ほど次長から説明がらあったんですが、毎年毎年、地下水の保全の対策はどのような対策を今進めておられるんですか。

○環境課長（武宮 学君） ただいまの質問でございますが、現在、実施をしております地下水の関係の調査を、まずもって説明をさせていただきたいというふうに思います。

現在、地下水に関しましては、まず塩水化調査を実施しております。塩水化調査につきましては、平成31年度は、これは毎月調査でございますが、21地点を予定しております。

それからもう一点、地下水に関する有害物質のモニタリング調査というのもやっております。モニタリング調査につきましては、箇所数としましては8カ所でございますが、検査対象の有害物質としましては、ホウ素が3地点、ヒ素が3地点、フッ素が5地点、鉛が2地点やっております。これは年2回、そのモニタリングのお宅を訪問して水をいただいているというようなところでございます。

以上でございます。

もう一点は、水位でしたかね。地下水位の質問もございましたですかね。追加してお答えしたいと思います。

地下水位観測地点というのがございまして、市内では7カ所ほどございます。その7カ所につきまして、地下水位の変動をですね、観測を

しておりました、傾向としましては右肩上がり
で地下水位は回復をしております。

1カ所は浅井戸、残り6カ所は深井戸とい
うこととなりますが、今後ともですね、それは地
下水位を観測することによって、地下水量をあ
る程度予測しているというようなものでござい
ますけれども、地下水量、先ほど冒頭、一番最
初に申し上げました地下水質ともにですね、今
後とも継続して調査をしてまいりたいと、かよ
うに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 今、本当にいい説明を
していただきました。その結果としてですね、
いろんな問題点が出ないためにもですね、調査
箇所をもう1カ所、2カ所ふやすとかですね、
そういうのも検討してほしいなど。今のところ
は問題がないという、課長のほうから説明があ
りましたので、それは了としてですね、そのよ
うなことも今後この予算計上の中でもですね、
来年度に向けてそういう検討をしていただけ
たらなど、そういうふうに思いますので、よろ
しく願いをしておきます。

○委員長（中村和美君） ほか、質疑ありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、意見があ
りましたらお願いします。

○委員（堀 徹男君） まず、82ページの塵
芥処理費の件ですが、本年度予算が12億48
54万6000円ということで、そのうち、先
ほどの説明を聞く限りでは、委託料が総額で1
0億552万円ですかね、を占める大きな、委
託がほぼ大きな事業を占めているというこ
とで、委託先にあってはですね、事故、けがのな
いよう安心・安全な対策を徹底していただくよ
うにお願いをしたいというふうに思います。

それともう一点が、塵芥施設維持管理事業に
2584万円というお金がかかっているわけで

すけど、環境センターも順調に運転されてい
るということで、中北の清掃センターのですね、
解体の促進に向けても、お願いをしておきたい
なというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で第
4款・衛生費についてを終了いたします。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく
休憩します。午後は13時より再開いたしま
す。

（午前11時46分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（中村和美君） それでは、休憩前に
引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

次に、歳出の第7款・土木費及び第10款・
災害復旧費について、建設部から一括して説明
願います。

○建設部長（松本浩二君） 建設部の松本でござ
います。

平成31年度当初予算の説明に当たりまし
て、建設部所管の一般会計、特別会計、企業会
計について総括を述べさせていただきます。

着座にて説明させていただきます。失礼しま
す。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部長（松本浩二君） 本市では、まちづ
くりの目標として、「しあわせあふれる、ひと
・もの、交流拠点都市“やつしろ”」を将来像
に掲げ、建設部では、安全・安心で魅力ある都
市を築くために、主に社会基盤の整備に力を入
れた施策に重点的に取り組んでまいります。

平成31年度当初予算は、防災・減災、国土
強靱化のための3カ年緊急対策による国の二次
補正予算と、実質的には執行時期が重なります
ことから、これを予算の前倒しと捉え、一体的

な予算として編成をいたしております。

第7款・土木費の31年度当初予算額は47億9115万円で、前年度予算額に対して5億8332万6000円の減額、率にして約11%減となっておりますが、先ほど御審議いただきました国の二次補正関連の30年度補正予算2件と、これから御審議いただきます31年度当初予算及び補正予算を加えました実質的な31年度予算は、前年度に対して1億5552万4000円増額の55億3000万円、率にして約3%の増額となっております。

続きまして、その主な内容でございます。

まず、暮らしを支える道路では、広域交通網のかなめとなる都市計画道路西片西宮線の用地取得等に要する経費として、3180万円増の1億2580万円を計上し、同じく沖新開線では、昨年度に実施しました交通実態調査に続き、事業化に向けた概略設計に着手いたします。

また、県事業への負担金となりますが、南部幹線では、移転補償調査及び用地取得等に要する事業費の10%、5000万円を計上いたしております。これは、昨年度の当初予算と比較して約3.5倍の伸びとなっております。

次に、新庁舎を核とした中心市街地のまちづくりの一環で、市役所新庁舎から本町アーケードを結ぶ市道を、中心市街地への玄関口となるシンボルロードとして位置づけ、延長260メートルを単年度で整備する予算として1億円を計上いたしました。

また、生活関連道路整備では、市単独予算をもって、主に地域要望に応える一般道路新設改良事業で、53路線の整備に、前年度と比較して1710万円増の5億5000万円を計上いたしました。

同じく、市民生活に最も身近な道路施設の修繕や補修を行います道路維持事業では、771万9000円増の2億3359万6000円を

計上し、経済性に加えて安全性や信頼性の高い維持管理を進めてまいります。

また、住環境整備のうち住宅関連では、老朽危険空き家等への解体費補助や民間建築物耐震化支援に係る補助、危険な状態のブロック塀等の除却費用に対する補助制度など、耐震化の推進及び建築物の安全対策を積極的に進めるとともに、八千把地区土地区画整理事業では、2022年の完了に向けて、道路の整備や整地を進め、宅地の利用増進を図ります。

また、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に欠かすことのできない下水道関連事業におきましては、特別会計の農業集落排水処理施設事業及び浄化槽市町村整備推進事業では、4月からの料金改定を踏まえ、収納率の向上と維持管理費の削減により、さらなる経営の安定化に努めます。

また、企業会計の公共下水道事業では、市街地内の浸水被害軽減のための北部中央公園雨水調整池整備事業、3カ年計画の2年目を迎え、工事を本格化させてまいります。

今後とも、安全・安心で魅力ある都市の建設に向けて、厳しい財政状況の中ではありますが、建設部職員一丸となって、国の補正予算などの財源的に有利な事業を優先的に受け入れることのできる体制づくりを進め、事業のさらなる促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成31年度当初予算の説明に当たりまして、建設部所管分の総括とさせていただきます。

続きまして、本委員会に付託されました議案につきまして、楠本次長並びに関係課長より御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○建設部次長（楠本研二君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建設部の楠本でございます。

着座にて説明させていただきます。よろしい

でしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部次長（楠本研二君） 議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算のうち、第7款・土木費、第10款・災害復旧費について御説明いたします。

予算書の7ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算中、第7款・土木費の歳出分では47億9115万円を計上しております。前年度対比5億8332万6000円、約11%の減でございます。

これは、31年度に予定していた道路橋梁費及び港湾費の事業の一部を平成30年度3月補正予算に前倒ししたことによる予算減や、都市計画費の予算減などが主な要因でございます。

項1・土木費では2億8525万7000円を計上しております。前年度対比2709万9000円、10.5%の増でございます。

項2・道路橋梁費では14億140万9000円を計上しております。前年度対比1億9542万7000円、12.2%の減でございます。

これは、31年度に予定していた市内一円道路改良事業、道路維持事業及び橋梁長寿命化修繕事業の一部を平成30年度3月補正予算に前倒ししたことによる予算減が主な理由でございます。

8ページをお開きください。

項3・河川費では、6016万8000円を計上しております。対前年度比981万4000円、14%の減でございます。

項4・港湾費では、3億6753万円を計上しております。対前年度比1億3665万1000円、27.1%の減でございます。

これは、31年度に予定していた八代港県営事業負担金事業の一部を平成30年度3月補正に前倒ししたことによる予算減が主な理由でございます。

項5・都市計画費では24億8054万3000円を計上しております。対前年度比2億5414万1000円、9.3%の減でございます。

これは、八千把地区土地区画整理事業において、補償費や積立金の予算減が主な理由でございます。

項6・住宅費では1億9624万3000円を計上しております。対前年度比1439万2000円、6.8%の減でございます。

続きまして、目ごとの主な事業とその内容について説明いたします。

95ページをお開きください。

右側の説明欄に記載の事業内容を説明した後、節の内訳の中で、主なものについて御説明させていただきます。

なお、各目の節2・給料から節4の共済費までは職員の人件費でございまして、その職員数は右の説明欄に記載しておりますことから、説明を省略させていただきます。

項1・土木管理費、目1・土木総務費では5322万3000円を計上しております。内容としましては、公共用地取得・登記事務事業の390万9000円が主なものです。節7・賃金の314万3000円は、登記事務嘱託職員2名分の人件費でございます。

次に、目2・建築総務費では2億3203万4000円を計上しております。

建築行政事業では、特殊建築物定期報告業務委託や、年3回開催予定の建築審査会などを行う費用として265万4000円。

老朽危険空き家等除却促進事業では、老朽化して危険な状態で放置されている空き家の除却費用の一部を補助する費用として、42件分、2588万9000円。

民間建築物耐震化促進事業では、民間建築物の耐震化を促進するため、耐震改修工事等を行う費用の一部を補助する費用として、耐震建替

工事費補助8件分、耐震改修設計工事費補助7件分などの1733万8000円。

公共建築物営繕事業では、市民が安心して施設を利用できるように、市有建築物や設備の定期点検を行う費用として1376万6000円。

空き家バンク事業では、売買や賃貸契約が成立した登録物件に対する後片づけや改修工事の補助費用及び空き家情報システムのWindows10対応に伴うバージョンアップ費用として、414万円を計上しております。

96ページをお開きください。

ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業では、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を促進するため、公共性の高い既存民間建築物のバリアフリー化に対し、県の補助制度を活用して、改修工事費の一部を補助する費用として200万円。

アスベスト調査分析事業では、民間の既存建築物に施工されている吹きつけアスベストなどについて、専門業者による含有調査に対して費用の一部を補助する費用として、20件分、500万円。

アスベスト対策に係る建築物実態調査事業では、中小規模の建築物において、吹きつけアスベストを使用しているおそれのある908件分の建築物実態調査費用としての754万4000円。

危険ブロック塀等除却促進事業では、ブロック塀の倒壊による人身事故の防止及び避難路の確保のため、一般の交通の用に供されている道路に面した危険なブロック塀の除却費用の一部を補助する費用として、30件分、600万円を計上しております。

再度、95ページをお願いします。

節7・賃金の1046万円は、公共建築物営繕事業における点検員4名分の人件費でございます。

次の96ページをお願いいたします。

節13・委託料1139万3000円は、現在7課5支所に導入されております空き家情報システムのWindows10対応に伴うバージョンアップに要する費用136万7000円や、アスベスト対策に係る建築物実態調査業務委託に要する費用754万4000円などが主なものでございます。節19・負担金補助及び交付金の5765万4000円は、老朽危険空き家等の除却に対するものなど、各種の補助メニューによる補助金が主なものでございます。

次の項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費では1億7616万円を計上しております。事業の内容としましては、市道の管理全般を行う道路橋梁総務一般事務事業、2872万9000円が主なものです。節7・賃金の126万5000円は、市道及び法定外用地の占用情報のデータ化に従事する臨時職員1名分の人件費でございます。委託料2600万円は、道路台帳の作成及び修正などの業務委託に要する費用でございます。

97ページをごらんください。

目2・道路維持費では3億311万円を計上しております。事業の内容につきましては、市道に附属するカーブミラーやガードレール、街路灯などの交通安全施設の設置及び補修を行う交通安全施設整備事業に3171万円、市内一円の道路舗装や側溝などの修繕を行う道路維持事業に2億5559万6000円を計上しております。節11・需用費6941万5000円は、市内一円の道路側溝や舗装、交通安全施設などの修繕料や、街路灯などの電気代が主なものでございます。節12・役務費704万7000円は、道路側溝のしゅんせつや地下道の点検清掃の手数料でございます。節13・委託料6694万1000円は、緑の回廊線や幹線市道の街路樹の管理・剪定及び、除草作業委託や道路パトロール業務委託及び、新八代駅関連施

設管理委託などが主なものです。節15・工事請負費1億4185万円は、ガードレールなどの交通安全施設設置工事や、新開古閑浜線など28路線、約4.3キロメートルの舗装補修工事などに要する費用でございます。節16・原材料費1550万円は、地元施工による生コン舗装の材料や、路面の補修用の簡易アスファルト合材、カーブミラーなどの安全施設の部材購入費に要する費用でございます。

次の目3・道路新設改良費では8億6726万9000円を計上しております。事業の内容としましては、単県道路事業負担金事業では、県道・芦北坂本線など6路線の改良工事や、側溝整備などの県事業に対する市の負担金として1567万4000円を計上し、その負担率は、補助事業による改良工事で約6.2%、単独費による改良工事と維持工事がそれぞれ15%でございます。

また、主に市道の拡幅改良や舗装・側溝の整備を行う市内一円道路改良事業は、5億9000万円を計上しております。

社会資本整備総合交付金事業では、龍峯地区の竜西東西12号線など2路線を。単独事業では、泉町の糸原線など市内全体で55路線の道路改良や、郡築東西6号線の歩道のバリアフリー化を予定しております。

シンボルロード整備事業では、市役所新庁舎から本町アーケードを結ぶ八代市本町1丁目2号線、通称こいこい通りを中心市街地の玄関口となるシンボルロードとして整備することで、良好な景観を形成し、人の流れやにぎわいを創出するために必要な工事請負費1億円を計上しております。節13・委託料7940万円は、交付金事業や単独事業で取り組む市道整備に必要な測量設計業務などの委託に要する費用でございます。

98ページをお開きください。

節15の工事請負費5億7110万円は、シ

ンボルロード整備工事や、市単独事業で取り組む市内一円の55路線などの工事に要する費用でございます。節17の公有財産購入費490万円と、節22・補償、補填及び賠償金2990万円は、市内一円市道整備に伴う用地購入、家屋や立木補償及び工事に支障となる電柱移転補償などに要する費用でございます。節19の負担金補助及び交付金1567万4000円は、県事業に対する負担金でございます。

目4・橋梁維持費では2027万円を計上しております。事業の内容としましては、市が管理する橋梁の維持補修などを行う市内一円橋梁維持管理事業で27万円、道路法の改正に伴い、市内の全橋梁1869橋の橋梁点検並びに修繕計画を策定し、計画的に修繕工事を進めている橋梁長寿命化修繕事業では2000万円を計上し、橋梁の定期点検180橋を予定しております。

節の内訳では、節11・需用費27万円は、橋梁照明灯の電気料でございます。節13・委託料2000万円は、180橋の橋梁定期点検業務委託に要する費用でございます。

目5・橋梁新設改良費では3460万円を計上しております。事業の内容としましては、幅が狭く通りづらいなどの橋梁を改修する市内一円橋梁改修事業では、橋の改修工事や設計業務委託を予定しております。節13・委託料2160万円では、千丁町の太新線7号橋など4橋の設計業務委託を予定しております。節15・工事請負費1300万円では、宮地町11号橋など2橋の改修工事を実施する予定です。

項3・河川費では、目1・河川費で6016万8000円を計上しております。

県河川海岸事業負担金事業では、坂本町の大門瀬など3カ所での急傾斜地崩壊対策や、明治新田海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業に対する負担金として、5%から3分の1の負担率で1000万円を計上しております。

次の市内一円河川改修事業では、鏡町の新川など10カ所の河川改修に要する費用として、4831万8000円を計上しております。

二見川渇水対策施設維持管理事業では、南九州西回り自動車道・赤松トンネル建設時に発生した二見川の渇水対策として、揚水ポンプの運転経費及び施設の管理を行う費用として、185万円を計上しております。節11・需用費の600万7000円は、河川護岸等の修繕料や二見川渇水対策用のポンプ等の電気料が主なものです。節13・委託料の2007万1000円は、河川の除草や清掃委託・改修工事の測量設計委託が主なものでございます。

99ページをごらんください。

節15・工事請負費の2330万円は、鏡町の新川など10河川の改修工事が主なもので、節19・負担金補助及び交付金の1042万4000円は、県河川海岸事業負担金が主なものでございます。

次の、項4・港湾費、目1・港湾管理費968万9000円は、八代港振興事業に208万3000円、市が管理する日奈久港及び鏡港の港湾施設等の維持管理を行う港湾管理事業に760万6000円を計上しております。節11・需用費では、日奈久港と鏡港の夜間照明灯の電気料や浮棧橋の修繕料などの費用として415万6000円。節13・委託料は、日奈久港の航路標識の設置や高潮時のポンプによる排水対策に要する費用として、329万8000円を計上しております。節19・負担金補助及び交付金208万3000円は、八代港振興事業にかかわる熊本県港湾協会等負担金でございます。

目2・港湾建設費では3億5784万1000円を計上し、八代港県営事業負担金事業では、同事業に対する市の負担金として3億580万円を計上しております。港湾施設改修事業では、2700万円を計上しております。

100ページをお開きください。

節の内訳としまして、節15・工事請負費2700万円は、日奈久港の浮消波防波堤設置工事に要する費用でございます。節19・負担金補助及び交付金は、クルーズ岸壁整備では負担率20分の1で7360万円、耐震強化岸壁整備では、負担率10分の1で1億280万円、港湾補修事業では、負担率6分の1で1億2350万円など、合計3億580万円を計上しております。

項5・都市計画費、目1・都市計画総務費では、16億8285万6000円を計上しております。

景観形成支援事業では、八代市景観条例及び八代市景観計画に基づき、市全域を対象とした民間建築物などの景観形成行為の届け出に対する技術的助言、並びに、景観重点地区における建築物等の修景や緑化及び優良な景観まちづくり活動に対する費用助成など、良好な景観形成に対する支援を行うもので、341万6000円を計上しております。

熊本地震により被災した私道の復旧工事費の一部を支援する被災私道復旧支援事業（地震災害関連）では、1件分300万円。同じく、熊本地震で被災した宅地の復旧工事費の一部を支援する被災宅地復旧支援事業（地震災害関連）では、18件分の3160万円を計上しております。

また、下水道事業会計へ支出します企業会計繰出金事業に15億3850万円を計上しております。

節の内訳ですが、節13・委託料956万8000円は、都市計画地形図修正業務や都市計画法定図書電子化業務並びに景観重点地区景観形成基準等策定業務の委託経費でございます。節14・使用料及び賃借料の399万1000円は、土木積算システムのリース代が主なものでございます。

101ページをごらんください。

節19・負担金及び交付金3558万7000円は、地震災害関連として、被災した私道復旧並びに宅地の復旧補助金でございます。節28・繰出金15億3850万円は、企業会計であります下水道事業への繰出金です。前年度対比6800万円の減となっております。詳細につきましては、下水道事業会計で説明いたします。

目2・街路事業費では2億2535万8000円を計上しております。

南部幹線道路整備事業の5000万円は、前川を挟む県施工区間の建物等調査及び用地補償費に対する県への負担金でございます。

西片西宮線道路整備事業は、八代臨港線から国道3号に至る路線延長1000メートルのうち、市道上片町上日置町線から市道上日置町西宮町1号線までの350メートル区間を2工区として取り組んでおり、31年度は、主に用地及び補償費として1億2580万円を計上しております。

沖新開線道路整備事業は、八代臨港線の沖町から新開町の県道・八代港大手町線を結ぶ延長約2キロの都市計画道路でありまして、道路周辺の渋滞解消と市民生活の利便性と安全性を向上させる道路として、30年度より事業に着手したものです。

31年度は、昨年度実施した周辺交通量の実態調査結果をもとに交通解析を行い、将来交通量推計、車線数の検討などの概略設計費用500万円を計上しております。

節の内訳でございますが、節13・委託料952万円は、西片西宮線3工区の交差点設計等の予備設計業務委託、沖新開線の概略設計業務委託に要する費用でございます。節17・公有財産購入費1780万円と、節22の補償、補填及び賠償金1億400万円は、西片西宮線の用地取得及び建物等移転補償に要する費用でござ

います。節19・負担金及び交付金5004万円は、南部幹線の県事業負担金が主なものでございます。

目3・都市下水路費では7995万4000円を計上し、右の欄の雨水ポンプ場維持管理事業では、日奈久浜町ポンプ場及び徳淵ポンプ場の運転・点検及び修繕費用として、1012万7000円。

都市下水路維持管理事業では、宮地都市下水路の土砂しゅんせつや除草清掃などの費用として、374万6000円。

樋門樋管操作管理事業では、球磨川流域の堤防に設置されている樋門や閘門など45カ所の管理を国土交通省から委託を受け、その操作員の委嘱から操作方法の講習や備品管理を行うもので、その費用として706万5000円を計上しております。

市内一円都市下水路整備事業5447万円は、用途区域内の排水路の維持管理及び、11カ所で延長800メートルの改良を行う費用でございます。

節の内訳ですが、節8・報償費691万1000円は、球磨川流域に設置された樋門樋管の操作員36名への報酬で、節11・需要費1363万1000円は、市内一円の都市下水路の修繕及び堆積土砂のしゅんせつ、日奈久浜町と徳淵にあるポンプ場の燃料や光熱費などでございます。

102ページをお開きください。

節12・役務費118万4000円は、地元施工でしゅんせつされた土砂の運搬料や、樋門操作管理人に掛ける傷害保険料が主なものでございます。節13・委託料840万3000円と節15・工事請負費4508万6000円は、市内一円の都市下水路整備に伴う測量設計業務と工事費、日奈久浜町ポンプ場におけるポンプ井のしゅんせつと、ポンプ吐出弁の取りかえ工事に要する費用でございます。

目4の公園費では1億8752万8000円を計上しております。

市内一円公園維持管理事業では、市内100公園の施設修繕や管理業務委託、樹木管理委託などに要する費用として1億733万9000円。

市内一円公園施設整備事業では、図書館横広場のあずまや屋根改修や、坂本町のくま川ワイワイパーク公園大型遊具の一部改修など、13公園の施設改修及び遊具改築。

復旧復興事業として、ソーラー照明灯設置3公園などの工事費用として2920万円。

公園施設長寿命化対策支援事業では、鏡町の内田児童公園など5公園の遊具改築工事費などで、2000万円を計上しております。

節の内訳ですが、節11・需用費1783万2000円は、施設修繕や電気料、下水道使用料などが主なものでございます。節12・役務費の402万4000円は、公園管理手数料やトイレのくみ取りに要する費用でございます。節13・委託料7560万6000円は、樹木管理や清掃業務委託が主なものでございます。節14・使用料及び賃借料1014万円は、球磨川スポーツ公園の簡易トイレ賃借料や土地使用料でございます。節15・工事請負費4770万円は、公園施設整備や長寿命化対策に対する費用でございます。

目5・区画整理費では、3億484万7000円を計上しております。

八千把地区土地区画整理事業では、区域内の幹線となる古閑中1号線などの道路整備と、建物移転補償などに要する費用として2億113万円。

八千把地区土地区画整理保留地販売促進事業では、整備が完了した保留地を民間の不動産業者の力をかりて販売促進をするもので、84万8000円を計上しております。

103ページをごらんください。

八千把地区土地区画整理事業基金事業は、保留地売り払い収入及び利子分を同基金に積み立てるもので、31年度は4801万9000円を見込んでおります。

戻りまして、102ページをお願いいたします。

下段の節8・報償費の84万8000円は、保留地販売促進手数料3件分でございます。次の103ページの節11・需用費の328万5000円は、消耗品及び公用車のガソリン代などが主なものでございます。節13・委託料の1916万7000円は、画地測量や補償費再算定業務が主なものでございます。節15・工事請負費の9800万円は、都市計画道路の舗装工事及び区画道路の整備や舗装工事が主なものでございます。節22・補償、補填及び賠償金の8350万円は、建物移転補償1件分が主なものでございます。節25・積立金4801万9000円は、事業基金への積立金でございます。

項6・住宅費、目1・住宅管理費では、1億9609万4000円を計上しております。

公営住宅施設整備事業では、市営住宅15団地の火災報知器取りかえや、政策空き家2戸分の解体などに要する費用として、2667万9000円を計上しております。

104ページをお開きください。

公営住宅管理事業では、老朽箇所^{（一）}の修繕並びに給排水設備や浄化槽設備などの保守点検の費用として、6198万8000円を計上しております。

公営住宅ストック総合改善事業の5984万1000円は、八代市市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に維持保全するために、建物、機械、電気設備の改善に要する経費でございます。

節の内訳ですが、節11・需用費5465万6000円は、市営住宅の火災報知器取りかえ

などの修繕料が主なものでございます。節12・役務費の405万6000円は、団地内の除草や植木剪定などの手数料が主なものでございます。節13・委託料2350万3000円は、市営住宅の各種設備の保守点検等に要する経費が主なものでございます。節15・工事請負費6157万7000円は、麦島団地2棟の屋上防水と外壁改修工事費などが主なものでございます。

目2・住宅用地造成費では14万9000円を計上しております。

宅地分譲貸付事業は、定住促進のために造成した宅地分譲地の販売及び貸し付けを行うもので、節1・報酬3万円は、宅地分譲審査委員5名分の報酬を、節19・負担金補助及び交付金10万円は、東陽町平野団地1区画分の農業集落排水事業の受益者負担金でございます。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。お配りしております、右肩に建設環境委員会資料と記載しております、議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算・建設部所管分、A4版、43ページのこれでございます。

この資料は、土木費の中で主に市内一円で実施している事業の詳細をお示しするもので、表紙の裏に目次をつけております。

1ページに市内一円道路維持事業の予定表、2ページ目から10ページまでが、その箇所図でございます。同様に、事業ごとに予定表及び箇所図を添付しております。

以上が、第7款・土木費でございます。

次に、122ページをお開きください。

次に、第10款・災害復旧費の建設部所管分について、説明いたします。

ページの中ほどに記載の、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費において、道路橋梁施設災害復旧事業として、節15・工事請負費で1000円を計上しております。

以上、第7款・土木費、第10款・災害復旧費の建設部関係の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（谷川 登君） 95ページですね、建築関係なんですけど、土木費の中で、危険空き家の件ですが、八代市内ではかなり危険な空き家があると思いますが、今現在の状況というのは、少しお話を聞かせていただければと思います。

○建築指導課長（宮端晋也君） 建築指導課、宮端でございます。よろしく申し上げます。

八代市内の空き家の状況で、お尋ねでございますか。（委員谷川登君「はい」と呼ぶ）

平成28年ごろに空き家の実態調査を建築住宅課としておりますが、そのときの空き家の件数としましては2222件ございました。

（委員谷川登君「あと1回よかですか。済みません、何件」と呼ぶ）

2222件で、それが全体の空き家の数ということで、その空き家の劣化の状態に応じて、レベル分けをしたところまで作業はしておりますけども、済みません、今その資料は手元ございませんので、その内訳はちょっとお示しすることができません。

以上でございます。

○委員（谷川 登君） ありがとうございます。そういう中でですね、当地区の中山間地域においては特にですね、空き家の家がかかなりありますし、ほかの地域もあると思いますが、そういうことで、1件当たりの補助金というのが60万程度来るような話を聞いておりますが、その家の坪の、面積に応じての何なのか、ちょっとその辺をお尋ねします。

○建築指導課長（宮端晋也君） 補助金額の上限を60万円としておりますけども、これは補

助率で、上限が60万円となっております。補助率は、別としてですね。補助率のほうは、工事対象経費の8掛けの3分の2が補助金額、かつ60万円が上限となります。

以上です。

○委員（谷川 登君） できればこういった、今後かなりありますので、私のほうもちょっと相談を受けているんですが、進捗のほうはどうかなということ、建築指導課のほうで手紙を出して通告するけど来ないとか、いろんな対応されると思いますが、前向きに向かっていますね、そういった事業に取り組んでいただければなというふうに思います。

それともう一つ、97ページですね、道路維持費関係なんです、原材料関係ですね、先ほど説明の中で、生コン、それからアスファルト、カーブミラーとかいうような対象になっておりますが、これはガードレールとかそういったのは、入っていないんですかね。

○土木課長（西 竜一君） 市道に関しまして、市が管理します道路でですね、必要なところについてはですね、ガードレール等もですね、原材料一式の対象ということにはなりますが、一般的に個人さんがですね、市道とかですね、市の管理している道路に原材料一式をいただいて、つけられるということはありませんので、修繕にあわせてですね、原材料費でガードレールを購入し、それを修繕料で設置するというようなものが、主なものでございます。

○委員（谷川 登君） 中山間地域はですね、今現在、何十年、できた山がですね、今、伐採されてですね、非常にこう、生活道路といいますか、私道とかいいですか、かなり危ない状況の中、伐採して、下が100メートルとか150メートルとかありますので、できればそういったことで、冬はですね、ちょっとこう、運転操作では谷の底まではってきません、とにかく命が大事ですから、そういったこと

で、できればこういった予算のガードレールのほうもですね、前向きに組んでいただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） 103ページですね、住宅管理費の説明の中で、公営住宅施設整備事業の分で、政策空き家に対する説明があったと思うんですけど、現在、市として、政策空き家として取り組まれている状況をですね、もう少し詳しく説明いただいて、あと、どれぐらい将来的な展望をお持ちなのかというのを、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○理事兼建築住宅課長（下村孝志君） 建築住宅課、下村と申します。よろしく願いいたします。

ただいま、堀委員のほうから御質問がございました政策空き家でございますけれども、現在の市営住宅の管理戸数に関しましては1326戸、うち政策空き家といたしましては、129戸でございます。

実質ですね、現時点でのことでございますけれども、現在入居されていない、実際に既に空き家になっている戸数について、これは正確な数字ではございませんけれども、約40戸ぐらいでございます。それを年次計画により1年間で4戸ないし6戸のペースで、順次解体していくという計画でございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） もう一個ですね。その104ページの住宅用地造成費の分で、宅地分譲貸付事業というのを、ちょっと済みません、私よく事業の内容がわからないので、事業の内容の説明をもう一回してもらっていいですか。

○用地課長（志水浩二君） 用地課長の志水です。お世話になります。

か、そちらのほうは撤去いたしまして、極力、歩道と車道の段差をなくして、歩行空間を広く取りたいと。また、その進入路、中心部へ導く道路としては、照明灯が少なく、大変暗いというような市民からの声も大変いただいているところでございますので、照明灯も現在のやつに、現在の予定で約16基ほど増設したいというようなことを考えております。

また、街路樹につきましては、現在、ケヤキが植わっているんですが、余りにも大きくなり過ぎまして、根上がりといひまして、歩道のブロックとかも上に盛り上げているような状況もありますので、そういうのは一応伐採して、一部小さなものぐらひは植えるかと思うんですが、ほとんど街路樹のほうも撤去するような方向で、現在考えております。

それとか、現在はまだ、その個々のデザインあるいは素材とかですね、そこまでを、現在それを詰めているような状況ではございますが、そのような、今、申しあげましたような、この歩道の断面のイメージ、このイメージには木が真ん中にちょっと植わっておりますが、これは広場の部分でございます。市の中心部と本町アーケード街を結ぶ玄関口、シンボルとなり得るような道路づくりというようなことで、この部分につきましても、似つかわしくないような、過度の華美な、また豪華なデザインや素材を使うというようなことは考えておりません。

大変厳しい財政状況の中ではございますが、ここに合って、そして、また人がここに集い、そしてまた笑顔で通っていただけるような、そのような道路づくりということで、工事の実施につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがとうございます。もう一個いいですか。

そのイメージ図の中に汚水系統というのがあ

って、キッチンカーとか何とかで、イベントか何か来られた方々に対する便宜を図られるのかなというアイデアなのかなと思ったんですけども、ここをそういうにぎわいの創出みたいなのところにも使われると想定されているということですかね。

○建設部長（松本浩二君） はい、今、委員おっしゃるように、この中にも幾つか、駐車済みみたいに、1、2、3、4、5台分ですかね、このような形も現在のところ考えておりますが、キッチンカー等が配置したら、やはり電気、そして排水、そちらのほうも何かしらそのような工夫をすることで、人が集まるような催し物をできないかというようなことで、一つのアイデアとして今回、現在のところ予定をしているというか、計画をしているところでございます。

以上です。（委員堀徹男君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（田方芳信君） 沖新開線道路ですね、設計業務委託で500万つけていただきまして、本当にありがとうございます。今後ですね、この道路については、来年あたりクルーズ船、そういった状況を将来的に考えれば、大変貴重な道路になってくるかと思っておりますので、今後ともですね、今のように少しずつでも予算をつけながら、前向きに頑張っていただくことをお願いをしておきます。よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今回ですね、最初から国の2次補正で入れたり、出したり、また引込めたりとかですね、大変な予算編成をされた

と思うんですが、その中でも市民の生活に直結する生活道路あたりには、市の単独予算をですね、増額してでも取り組まれたという予算の取り組みに対しては、非常に頑張られたなという印象を持っています。今後もですね、一番生活に身近な道路の整備というのにはしっかり着眼を置いてですね、取り組んでいただきたいなと思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、部長から説明、土木費の、今回の予算についてですね、楠本次長からも説明がありました、詳細にですね。私の意見としては、一昨年の決算審査を終えた時点で、施策の方向性というのをですね、これは現行どおりにするのか、それとも規模を拡充するのかということ、皆様方が1年を通じて決算で、そして新しい新年度にそれをどう反映していくかということで、1年間大変苦勞なされてですね、担当職員、そしてまたその予算の要求、予算編成のときの予算の要求等々ですね、苦勞なされて、新しい新年度にその結果をですね、組まれる方向性を踏まえた中で、今回の予算計上をされたということについてはですね、心から敬意を表したいと思います。

同時にですね、先ほどから出ておりますように、特に生活道路関係、交通安全対策のこの維持事業関係の予算等を見ても、まだまだですね、私から見れば、本当に校区ごとの陳情がある2割程度しか、2割程度ぐらいしか進行していないという、決算時期にそう説明があったわけですので、そこら辺を踏まえるとですね、財政がですね、どう緊縮しているのかわかりませんが、ここら辺については財政に対しては厳しくですね、指摘をしておきたいと私は、意見の中ですけれどもですね。

それはなぜかといいますと、要求どおりいっていないというのはですね、これはもう見てのとおりなんです。本当に苦勞して要求をし

て、それが要求どおりいってなかったということでもありますので、特に交通安全とか教育関係が伴ってきますので、大変苦勞なされてですね、緊縮した予算の中でこれだけの事業をして、そしてまた、先ほど来、何度も言いますけれども、規模を拡充、予定どおりいかないところでもですね、安全・安心を保っていかないかぬ。そういう生活道路のところについては、しっかりしたですね、位置づけの中で、担当は物すごく頑張ったけれども、財政部がそれだけ絞ってしまったというですね、印象の予算というのが受けたもんですからですね、ぜひともそういう中で私たちも、委員長を含めて、今回のこの予算については私も承認しますが、ぜひとも、この予算の中での努力というのをですね、しっかり踏まえた中で私たちも協力していかないかなという気持ちになりましたので、意見です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、なければ、これより採決いたします。

議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算中、本委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○建設部次長（楠本研二君） 建設部の楠本でございます。引き続き説明させていただきます。

議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算・第1号の建設部所管分について、説明いたします。よろしく願いいたします。

着座にて説明してよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部次長（楠本研二君） ただいま議案第4号を審議していただいたばかりですが、今回、提案します補正につきましては、議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号で減額いたしました道路橋梁費の2億6872万6000円を、平成31年度補正予算へ組みかえを行い、増額をお願いするものでございます。

それでは、お手元の議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算書・第1号をお願いいたします。

18ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について説明をいたします。

款7・土木費を2億6872万6000円増額補正し、補正後の額は50億5987万6000円としております。

その内訳は、項2・道路橋梁費を2億6872万6000円増額するものでございます。

次に、目ごとの詳細を御説明いたします。

26ページをお開きください。

下段の表、款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費に補正額1億4220万円を加えて4億4531万円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が7110万円、地方債が6390万円、一般財源が720万円としております。

補正額の内訳は、節13・委託料を2150万円、節15・工事請負費を1億2070万円増額するものでございます。

事業内容ですが、道路維持事業において、本庁の中央線や、鏡町の内田江向西区線など4路線の舗装補修及び、坂本町の今泉袈裟堂線や泉

町の下屋敷縦木線など4路線の災害防除工事など、計8路線分でございます。

次に、目3・道路新設改良費に補正額3390万円を加えて、9億116万9000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が1860万円、地方債が1440万円、一般財源が90万円としております。

補正額の内訳は、節17・公有財産購入費1500万円、節22・補償、補填及び賠償金1890万円増額でございます。

説明欄に記載しています市内一円道路改良事業において、千丁町の市道新牟田西牟田線道路改良工事に伴う用地買収や建物補償費を増額し、事業の促進を図るものでございます。

次に、目4・橋梁維持費に補正額9262万6000円を加えて、1億1289万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が5094万4000円、地方債が2930万円、一般財源が1238万2000円としております。

補正額の内訳は、節13・委託料4000万円、節15・工事請負費5262万6000円の増額でございます。

説明欄に記載しています橋梁長寿命化修繕事業において、支所管内の167橋の定期点検や、本庁の下大野川2号橋や、東陽町の幕岩橋など2橋の設計業務委託及び坂本町の中谷橋の橋梁維持補修工事を行うものでございます。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。別冊の右枠に建設環境委員会資料と記載しております、議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算・第1号・建設部所管分のA4判、9ページをお願いいたします。

済みません、ここで資料の訂正があります。8ページをお開きください。

8ページの番号1、本庁分の橋梁点検業務委

託の列ですが、太枠で囲まれている④の議案第34号分のところですが、現在ゼロ橋となっていますが、ここは167橋の間違いでございます。167橋をお願いいたします。どうも済みませんでした。

資料ですが、1から4ページが道路維持事業、次に5から7ページが市内一円道路改良事業、8ページから9ページが橋梁長寿命化修繕事業で、今回補正をお願いしている事業ごとの予定表及び箇所図を添付したものでございます。

以上、議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算・第1号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決します。

議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、小会します。

（午後2時14分 小会）

（午後2時15分 本会）

◎議案第9号・平成31年度八代市農業集落排

水処理施設事業特別会計予算

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第9号・平成31年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（久木田昌一君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総務課の久木田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第9号・平成31年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○下水道総務課長（久木田昌一君） それでは、予算書の説明の前に、まず、八代市農業集落排水処理施設事業の概要について、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

この事業は、農業集落の生活環境の向上と公共水域の水質保全を目的としまして、東陽町と泉町の中心部で実施をしております。

東陽町が平成7年度から11年度まで、泉町が平成4年度から8年度まで事業を行っておりまして、建設事業は完了しております。現在は、施設の維持管理や使用料などの徴収が主な業務となっております。

平成29年度末の東陽町と泉町を合わせました処理区域内人口は1991人、水洗化人口が1673人でございますので、水洗化率は84.0％となっております。

平成30年度は、全体で2世帯の新規接続があっておりますが、地域全体の人口減少に伴い、農集区域内の水洗化人口も減少しているような状況でございます。なお、平成30年度末の水洗化率は、29年度末と同程度を見込んでいるような現状でございます。

このような状況の中で、平成31年度予算も引き続き、農業集落の生活環境の向上のための排水処理施設の維持管理費が主なものとなって

おります。

以上、簡単でございますが、概要説明を終わります。

続きまして、平成31年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算の内容について説明をいたします。

予算書の117ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条第1項でそれぞれ1億75万4000円と定めております。この額は、前年度より1047万4000円の減額となっております。

第2項・歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、118ページの第1表・歳入歳出予算に記載しております。

第2条の債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、119ページ上段の第2表・債務負担行為のとおり、2020年度当初から履行を開始する契約案件でございます農業集落排水使用料などコンビニ収納事務委託について、2019年度中に事務処理を行えるように設定を行うものでございます。

第3条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、119ページ下段の第3表・地方債のとおり、資本費平準化債を目的に1160万円を限度額としまして、起債の方法を証書借入または証券発行とし、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは本予算につきまして、121ページからの説明書をもとに、主なものを御説明いたします。

おめくりいただきまして、124ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・農業集落排水事業費分担金20万円は、新規ます設置者に対して、条例に基づき1世帯当たり10万円を徴収してございまして、前年度と同様、2件分を予定しております。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目

1・農業集落排水処理施設使用料では、3690万1000円を計上しており、平成31年度からの使用料改定により、249万9000円の増となっております。

125ページをお願いいたします。

款3・県支出金、項1・県補助金、目1・農業集落排水事業費県補助金400万円は、東陽町、泉町にあります、2つの排水処理施設の最適整備構想策定業務に係る県補助金でございます。

この最適整備構想策定業務とは、昨年度実施いたしました機能診断調査の結果を踏まえまして、施設機能の保全に必要な対策、方法・時期等を定めた機能保全計画の策定を行うものでございます。

款4・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金4803万9000円は、農業総務費からの一般会計繰入金で、前年度より1407万4000円の減となっております。これは、使用料の改正による収入の増加、人件費や長期債の元利償還金の歳出が減となったことが主な要因でございます。

おめくりいただきまして、126ページをお願いいたします。

款7、項1・市債、目1・農業集落排水事業債1160万円は、資本費平準化債でございます。110万円の増となっております。

資本費平準化債とは、使用者の負担を軽減し、かつ世代間の負担の公平を図るため、本事業における負担の一部を後年度に繰り延べるためのものでございます。

127ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、項1・農業集落排水処理事業費、目1・農業集落排水事業費4378万3000円は、農業集落排水処理施設の維持管理と普及促進及び使用料の徴収などに要する経費でございます。

主な内訳は、職員1名分の人件費757万円、東陽地区一般事務事業で2439万5000円、これは主に維持管理経費でございまして、処理場及びマンホールポンプの電気料442万2000円、設備修繕150万円、脱水汚泥収集運搬料129万8000円、施設の維持管理業務委託料としまして819万8000円、最適整備構想策定業務委託料404万円などでございます。

また、泉地区一般事務事業で、1181万8000円を計上いたしております。これも東陽地区と同様、維持管理経費でございまして、処理場及びマンホールポンプの電気料273万7000円、施設修繕200万円、汚泥引抜き手数料196万8000円、施設の維持管理業務委託397万5000円などが主なものでございます。

農業集落排水事業費は、前年度と比べまして864万7000円の減となっておりますが、これは、人件費を実情に合わせまして、本年度の職員2名から1名に見直しましたことが主な要因でございます。

次に、款2、項1・公債費5697万1000円は、長期債償還元金が4938万円、長期債償還利子が759万1000円でございます。前年度より182万7000円の減額となっており、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

次の128ページから133ページまでは給与費明細書、134ページは債務負担行為の支出予定額などに関する調書でございますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

135ページをお願いいたします。

地方債の当該年度末などにおける現在高の見込み額に関する調書でございます。農業集落排水整備事業債の前年度末現在高見込み額が3億3647万9000円、当該年度中起債見込み額が1160万円、同年度中元金償還見込み額

が4938万円でございますので、当該年度末現在高見込み額は2億9869万9000円でございます。

農業集落排水処理施設事業につきましては、施設の長寿命化と施設更新・整備に要する費用の平準化を図りながら、計画的な経営を目指し、水洗化率や収納率の向上による使用料収入の確保や、適切な維持管理による経費のさらなる縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第9号・平成31年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第9号・平成31年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号・平成31年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第10号・平成31年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（久木田昌一君） 下水道総務課の久木田でございます。引き続きよろしく

お願いいたします。

それでは、議案第10号・平成31年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○下水道総務課長（久木田昌一君） こちらにつきましても、予算書の説明の前に、まず八代市浄化槽市町村整備推進事業の概要につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

この事業は、八代市が設置主体となって、浄化槽を東陽町、泉町の農業集落排水処理施設事業の認可区域以外の地区で整備し、雑排水等処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものでございます。

東陽町は平成13年度から、泉町は14年度からそれぞれ実施しておりまして、平成30年度は、当初設置予定4基に対しまして、東陽町で1基、泉町で3基、設置をしております。なお、31年度も前年度同様、4基の設置を予定しております。

以上、簡単ですが、概要説明を終わります。

続きまして、平成31年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算の内容につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の139ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条第1項で、それぞれを4879万3000円と定めております。この額は、前年度より923万6000円の減額となっております。

第2項・歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、140ページの第1表・歳入歳出予算に記載しております。

第2条の債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、141ページ上段の第2表・債務負担行為のとおり、2020年度当初から履行を開始する契約案件でございます浄化槽使用料などコンビニ収納事務委託につきまし

て、2019年度中に事務処理を行えるように設定を行うものでございます。

第3条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、141ページ下段の第3表・地方債のとおり、浄化槽市町村整備推進事業を目的に360万円を限度としまして、起債の方法を証書借入または証券発行としまして、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

それでは、本予算につきまして、143ページからの説明書をもとに、主なものを御説明いたします。おめくりをいただきまして、146ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・浄化槽整備推進事業費分担金40万円は、合併処理浄化槽を市で設置します際、条例に基づき、1基当たり10万円を徴収しております。前年度と同様4基分を見込んでおります。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・浄化槽整備推進事業使用料では、2692万6000円を計上しており、平成31年度からの使用料改定により177万8000円の増となっております。

147ページをお願いいたします。

款3・県支出金、項1・県補助金、目1・浄化槽整備推進事業費県補助金77万5000円は、浄化槽を4基設置した場合の浄化槽整備推進事業補助金及び前年度事業費に応じた交付金でございます。

款4・財産収入、項1・財産運用収入、目1・利子及び配当金7000円は、旧泉村及び旧東陽村が起債償還のために積み立てておりました減債基金の預金利子でございます。この減債基金の預金利子につきましては、歳入で受け入れた後、歳出で減債基金に全額を積み立てるものでございます。

款5・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金

1566万8000円は、前年度より925万1000円の減となっておりますが、これは、使用料の改定による歳入の増加、人件費や長期債の元利償還金の歳出が減となったことが、主な要因でございます。繰入金は、生活環境総務費からの一般会計繰入金で、維持管理費や公債費などに充当しております。

おめくりいただきまして、148ページをお願いいたします。

款5・繰入金、項2・基金繰入金、目1・浄化槽市町村整備推進事業減債基金繰入金140万円は、旧泉村及び旧東陽村が起債償還のために積み立てておりました減債基金、約1163万円を、平成28年度から5カ年で取り崩しを行い、一般会計繰入金の減額につなげるものでございます。

149ページをお願いいたします。

款8、項1・市債、目1・浄化槽整備推進事業債360万円は、新規予定設置基数4基が対象となっております。

おめくりをいただきまして、150ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1・浄化槽市町村整備推進事業費、目1・浄化槽総務費3733万4000円は、浄化槽施設の維持管理と普及促進及び使用料の徴収などに要する経費でございます。

内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、職員1人分の人件費と、東陽地区及び泉地区一般事務事業に必要な費用でございまして、東陽地区一般事務事業1015万9000円は、154基分の浄化槽法定検査手数料59万9000円、浄化槽維持管理委託料913万2000円などが主なものでございます。

泉地区一般事務事業1833万9000円は、262基分の浄化槽法定検査手数料102万5000円、浄化槽維持管理委託料1693万円などが主なものでございます。

浄化槽総務費は、前年度と比べまして、748万4000円の減となっておりますが、これは、人件費を実情に合わせまして本年度の職員2名分から1名分に見直しましたことが、主な要因でございます。

目2・浄化槽整備費477万4000円は、右側の説明欄に記載の、東陽地区及び泉地区整備事業に必要な費用でございます。

東陽地区整備事業237万8000円は、新規浄化槽設置工事2基分、233万1000円が主なものでございます。

また、泉地区整備事業239万6000円は、同様に、新規浄化槽設置工事2基分、233万1000円が主なものでございます。

款2、項1・公債費、目1・元金が533万6000円、目2・利子が134万9000円でございます。なお、地区ごとの内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

151ページから156ページまでは給与費明細書、157ページは債務負担行為の支出予定額などに関する調書でございますが、説明は省略をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、158ページをお願いいたします。地方債の当該年度末などにおける、現在高の見込みに関する調書でございます。

浄化槽市町村整備推進事業債の、前年度末現在高見込額が8608万9000円、当該年度中起債見込額が360万円、当該年度中元金償還見込額が533万6000円でございますので、当年度末現在高見込額は8435万3000円でございます。

浄化槽市町村整備推進事業につきましては、適切な維持管理による経費のさらなる縮減や、使用料の増収に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第10号・平成31年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算の説明

を終わります。御審議のほど、よろしく願い
いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部
分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了し
ます。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（山本幸廣君） 今、久木田課長から説
明がありましたように、最後の締め言葉で
す。ぜひとも努力をしていただきたい。特別会
計ではありますが、意見です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより
採決いたします。

議案第10号・平成31年度八代市浄化槽市
町村整備推進事業特別会計予算については、原
案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めま
す。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号・平成31年度八代市下水道事
業会計予算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第16号
・平成31年度八代市下水道事業会計予算を議
題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（久木田昌一君） それでは
引き続き、下水道総務課の久木田でございます。
隣が下水道建設課長の福田でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（久木田昌一君） それで

は、議案第16号・平成31年度八代市下水道
事業会計予算につきまして、説明をいたしま
す。

別冊の予算書の1ページをお願いいたしま
す。

第1条の総則で、平成31年度八代市下水道
事業会計の予算は、次に定めるところ、すなわ
ち第2条から第11条に定めるところによる
としております。

第2条・業務の予定量でございます。

平成31年度末の予定としまして、処理区域
内人口を6万1964人、処理区域面積を17
07ヘクタール、水洗化人口を4万8332
人、年間総処理水量を703万8090立方メ
ートル、年間有収水量を577万1234立方
メートル、また、主要な建設改良事業といたし
まして、管渠施設整備費を13億7176万4
000円、ポンプ場施設整備費を4億437万
1000円及び水処理センター施設整備費を1
億8575万2000円としております。

おめくりいただきまして、2ページをお願い
いたします。

第3条・収益的収入及び支出の予定額でござ
います。

まず、収入でございます。

第1款・下水道事業収益で35億3198万
5000円。内訳としまして、第1項・営業収
益で14億7742万4000円、第2項・営
業外収益で20億5455万8000円、第3
項・特別利益で3000円を計上いたしており
ます。

次に、支出でございます。

第1款・下水道事業費用で29億8810万
8000円。内訳としまして、第1項・営業費
用で26億1625万5000円、第2項・営
業外費用で3億6585万1000円、第3項
・特別損失で100万2000円、第4項・予
備費で500万円を計上しております。

したがいまして、差し引き収支は、5億4387万7000円の黒字を見込んでおります。

3ページをお願いいたします。

第4条・資本的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入でございます。

第1款・資本的収入で28億6422万7000円。内訳としまして、第1項・企業債で16億5460万円、第2項・補助金で9億8321万7000円、第3項・受益者負担金及び分担金で6600万1000円、第4項・他会計負担金で1億6040万9000円を計上しております。

次に、支出でございます。

第1款・資本的支出で38億6654万8000円。内訳としまして、第1項・建設改良費で20億2732万6000円、第2項・企業債償還金で18億3822万2000円、第3項・予備費で100万円を計上しております。

したがいまして、差し引き収支は10億232万1000円の財源不足を見込んでおります。

なお、4条の括弧書きである、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額10億232万1000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6290万4000円、当年度分損益勘定留保資金5億5274万5000円及び当年度利益剰余金処分別3億8667万2000円で補填するものとしております。

なお、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほど、予算に関する説明書で御説明を申し上げます。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

第5条・債務負担行為でございます。

まず、麦島ポンプ場外壁補修工事の期間は2020年度、限度額は3300万円、次に、北

部中央雨水調整池整備工事に伴う発注者支援業務委託の期間は2020年度、限度額は1604万9000円、次に、中央ポンプ場改築工事委託（第3期）の期間は2020年度、限度額は1億4200万円、次に、水処理センター増設工事委託の期間は2020年度、限度額は4億9100万円でございます。

第6条は、企業債でございます。施設整備に伴う建設改良企業債及び資本費平準化債などの準建設改良企業債を合わせまして、16億5460万円を限度額として設定しております。

次に、5ページをお願いいたします。

第7条・一時借入金の限度額は20億円と定めております。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。これは、予定支出の各項の経費の金額のうち、項と項の間で流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間のみであることを定めております。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費2億1720万9000円を定めております。

第10条・他会計からの補助金としまして、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、いわゆる基準外の繰入金は、3億252万1000円を予定しております。

第11条・利益剰余金の処分では、当年度の純利益見込みのうち3億8667万2000円を、先ほどの第4条括弧書きにあります資本的収支の不足を補填するため、減債積立金として積み立て、処分することをあらかじめ定めるものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページをお願いいたします。下水道事業会計予算に関する説明書でございます。

1枚めくっていただきますと、地方公営企業法施行令第17条の2に基づき、9ページから

13ページまで予算の実施計画、14ページに予定キャッシュ・フロー計算書、15ページから19ページまで平成30年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、20ページから22ページまで、平成31年度の予定貸借対照表を掲載しております。

それでは、平成31年度予算の詳細につきまして御説明をいたします。

23ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

款1・下水道事業収益、項1・営業収益、目1・下水道使用料で11億7850万円、目2・雨水処理負担金で2億9745万7000円、目3・その他営業収益で146万7000円を予定しております。

下水道使用料が、昨年度より8197万円の増となっておりますのは、平成31年度からの使用料改定による影響が主な要因でございます。

また、雨水処理負担金は、雨水処理経費に係る基準内の一般会計繰入金で、その他営業収益は督促手数料が主なものでございます。

おめくりをいただきまして、24ページをお願いいたします。

項2・営業外収益では、目2・他会計負担金で7億8349万4000円、目4・長期前受金戻入で12億5022万3000円が、その主なものでございます。

なお、他会計負担金は、汚水分の元利償還金などに係る一般会計からの基準内繰入金でございます。

また、長期前受金戻入は、施設整備費を耐用年数で割って費用化する減価償却と同様に、これまで施設の整備をした際に受け入れた国庫補助金などを、耐用年数で割って収益化するものでございます。

次の項3・特別利益の説明は省略をさせてい

ただき、25ページをお願いいたします。収益的支出でございます。

まず、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目1・管渠費で、5253万8000円を予定しております。

管渠費は、管渠の維持管理に要する費用でございます。主なものは節区分一番上の修繕費1949万2000円で、右側の説明欄に記載のマンホールポンプなどの修繕を、また、2つ下の委託料2242万6000円で、マンホールポンプ清掃など業務委託や下水道台帳作成業務委託などを予定しております。

次に、目2・ポンプ場費1億531万2000円は、市内6カ所にあります雨水及び汚水ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。

主なものは、節区分4つ目の修繕費1437万7000円で、中央ポンプ場敷地立入防止柵設置や、松崎中継ポンプ場流量計取替、野上ポンプ場真空ポンプ用配管改修、麦島ポンプ場雨量計変換機修繕などを、3つ下の委託料2507万9000円で、麦島中継ポンプ場し渣破碎機分解点検委託や、中央ポンプ場内樹木伐採委託などを、1つ下の工事請負費3554万1000円で、麦島ポンプ場外壁補修工事などを予定しております。

おめくりいただきまして、26ページをお願いいたします。

目3・水処理センター費3億7302万6000円は、水処理センターの維持管理に要する費用でございます。

主なものは、右側の説明欄に記載の一般職5名分の人件費のほか、節区分、中ほどの修繕費824万8000円で、ナンバー2原水ポンプ取替修繕や、高圧進相コンデンサ・直列リアクトル取替修繕、最終沈殿池シュー取替修繕などを、2つ下の委託料2億6433万2000円で、ナンバー1主ポンプ分解点検委託や、施設の運転業務委託、脱水汚泥処理業務委託など

を、3つ下の工事請負費463万4000円で、会議室のエアコン取替工事などを予定しております。

次に、27ページの目4・流域下水道管理費1億3030万7000円は、千丁及び鏡処理区を含む八代北部流域下水道におきまして、県が設置している八代北部浄化センターや幹線管渠などの維持管理費を、構成団体である八代市、宇城市、氷川町で負担する、八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

次に、目5・総係費1億6497万1000円は、使用料の賦課徴収経費や、水洗化促進経費及び事業運営に要する総括的費用でございます。

主な費用は、一般職15名分の人件費のほか、下から6番目、委託料1646万4000円では、右側説明欄にあります下水道使用料徴収業務委託や水洗化促進業務委託、コンビニ収納事務委託、検針業務委託のほか、企業会計システム更新に係るデータ抽出の委託を、3つ下の補助金600万円で、下水道への接続等に対して助成を行う排水設備工事費助成金や、水洗便所改造工事費などの助成金を予定しております。

おめくりをいただきまして、28ページをお願いいたします。

目6・減価償却費は17億5330万5000円でございます。

内訳は、有形固定資産減価償却費で17億156万9000円、無形固定資産減価償却費で5173万6000円でございます。

次に、目7・資産減耗費は3679万5000円でございます。

節区分に固定資産除却費として計上していますが、これは平成31年度から管渠の一部を対象として、ストックマネジメント計画に基づく効率的な延命化や改築更新に着手するため、固定資産のまだ減価償却費として費用化されてい

ない額につきまして、除却費として新たに計上するものでございます。

次に、項2・営業外費用、目1・支払利息及び企業債取扱諸費で、3億6585万円は企業債及び一時借入金の利息でございます。

次に、29ページの項3・特別損失、目2・過年度損益修正損100万円は、過年度分の下水道使用料調定減に伴う特別損失でございます。

次に、項4・予備費では、前年度と同様、500万円を計上しております。

おめくりをいただきまして、30ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、款1・資本的収入、項1、目1・企業債で、16億5460万円を予定しております。

内訳は、平成31年度の建設改良に伴う企業債12億3920万円及び資本費平準化債などの準建設改良企業債4億1540万円でございます。昨年度より8910万円減少しておりますのは、建設改良費の減によるものでございます。

次に、31ページの項2・補助金、目1・国庫補助金6億8069万6000円は、建設改良に伴う国庫補助金であり、目2・他会計補助金3億252万1000円は、汚水処理の元金償還金などに係る一般会計からの基準外繰入金でございます。

国庫補助金につきましては、企業債と同様に、建設改良費の減により減額となっており、また他会計補助金につきましては、平成31年度から下水道使用料改定を行うなど、経営改善を図ることで、徐々に減らしていくこととしております。

次に、項3・受益者負担金及び分担金、目1・受益者負担金5136万6000円と、目2・受益者分担金1463万5000円は、下水

道の供用開始に伴う八代処理区、鏡処理区の受益者負担金及び八代東部処理区、千丁処理区の受益者分担金でございます。

受益者負担金及び分担金が昨年度より2329万5000円増加しておりますのは、賦課予定面積の増によるものでございます。

おめくりをいただきまして、32ページをお願いいたします。

項4・負担金、目1・他会計負担金1億6040万9000円は、汚水処理元金償還金などに係る一般会計からの基準内繰入金である一般会計負担金が1億5502万8000円及び、汚水管築造工事に伴う水道事業からの同時施工負担金である水道事業負担金が538万1000円でございます。

次の33ページからは、資本的支出でございます。

款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費で、13億7176万4000円を予定しております。

これは管渠施設の建設に要する費用で、主なものは、一般職12名分の人件費のほか、節区分、中ほどの委託料9999万円では、右側の説明欄に記載の管渠築造工事に伴う設計業務委託（通常分）で、3処理区合わせまして5422万円、また、管渠築造工事に伴う設計業務委託（ストックマネジメント分）で、八代処理区分として1298万2000円、さらに、古閑排水区における浸水被害を軽減するため、田中西町の北部中央公園の地下に雨水調整池を整備することに伴う、北部中央雨水調整池発注者支援業務委託で1723万5000円、また、古閑排水区の地域住民に対し、ソフト面での対策支援を行うハザードマップ作成業務委託で1000万円を計上しております。

3つ下の工事請負費の11億1655万4000円につきましては、管渠築造工事（通常分）で、八代処理区分として5億5732万9

000円、千丁処理区分として8960万8000円、鏡処理区分として1億7632万3000円、3処理区合わせまして8億2326万円を計上しており、八代処理区では、古閑・松高・宮地地区で約2.8キロメートル、千丁処理区では、古閑出・西牟田地区で約0.5キロメートル、鏡処理区では、宝出・文政地区で約1.1キロメートルの、合計4.4キロメートルの整備を予定しております。

また、管渠築造工事（ストックマネジメント分）は、八代処理区分で5632万7000円を予定しており、整備後の年数が経過している中心部付近で老朽化が著しいと診断結果が出ている部分、約0.2キロメートル予定しております。

さらに、北部中央雨水調整池整備工事としまして、2億3696万7000円を計上しております。

節区分の下から2つ目、補償、補填及び賠償金5097万8000円では、管渠築造工事に伴う地下埋設物など移設補償費で、八代処理区と鏡処理区を予定しております。

なお、公共下水道事業予定箇所につきましては、お手元の別紙、建設環境委員会資料というのをお配りしておりますので、後ほど御参照いただければというふうに思っております。

それでは、おめくりいただきまして34ページをお願いいたします。

目2・ポンプ場施設整備費4億437万1000円の主なものは、委託料4億381万5000円で、中央ポンプ場改築工事委託や、中央ポンプ場以外のポンプ場におけるストックマネジメントに伴う点検・調査業務の委託などを予定しております。

次に、目3・水処理センター施設整備費1億8575万2000円の主なものは、委託料1億5268万3000円で、内訳としまして、水処理センターに4つ目の池の増設を、201

9年度と2020年度の2カ年で予定している増設工事委託や、水処理センターのストックマネジメントに伴う点検・調査業務の委託のほか、広域化・共同化等基本計画策定業務の委託を予定しており、これは水処理センターの増設において、国の交付金活用の必須要件となったものであり、国が示す施設の広域化・共同化の可能性を踏まえた調査・検討を行うものでございます。

次の工事請負費3240万円では、平成30年度から2カ年計画で債務負担行為を設定しております管廊エクステンション耐震補強・防食工事でございます。

次に、目4・流域下水道建設費の5118万6000円は、八代北部流域下水道建設負担金でありまして、北部浄化センター改築更新工事などの建設費が予定されており、構成団体でございます八代市、宇城市、氷川町で負担金を支払うものでございます。

次に、目5・営業設備費1425万3000円の主なものは、委託料971万7000円で、下水道情報管理システムの更新業務の委託や、水処理センターの設備機器台帳システムの更新業務の委託を、次の工具・器具及び備品購入費405万7000円で、公営企業会計システムの更新・構築費などを予定しております。

次に、項2、目1・企業債償還金18億3822万2000円は、これまで借り入れた企業債の償還元金でございます。

項3、目1・予備費では100万円を計上しております。

次に、35ページから42ページまでにつきましては、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、企業債に関する調書でございますが、個別の説明は省略させていただきます。

最後に、43ページと44ページに注記を記載しております。これは地方公営企業法施行規則第35条に基づき、重要な会計方針に係る事

項と、予定貸借対照表に関する注記を記載しております。

下水道事業につきましては、平成31年度も、浸水の防除、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の向上を図り、安全で安心な市民生活の確保に努めるとともに、持続可能な下水道の実現のため、健全経営に努めてまいります。

以上で、議案第16号・平成31年度八代市下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） お疲れさまでございました。以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 33ページの管渠施設整備費の中ですね、北部中央雨水調整池の分ですけど、発注者支援業務委託というのは、1723万5000円ですか、発注者支援業務委託って、具体的にどんな支援を委託されているんですか。

○理事兼下水道建設課長（福田新士君） お尋ねの、下水道建設課におきましては発注者支援業務委託、言葉のほうはちょっとわかりにくいところがございますけれども、発注者であります市の監督業務を民間のほうに委託する費用でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） いいですか、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 以前、八代防水で向こうに水を送るときですね、管路の工事に来られたマネジャーみたいな方がされる仕事かなというふうに思うとですけど、その1723万5000円というのは単年度の委託費ですよ。42ページの債務負担行為でも、2020年まではあと1649万と、単年度で1500万以上の委託費を組まれているということでしょう。

42ページの債務負担行為の表にはあるんです

けど。1人ですか、2人ですか。会社とマネジメント契約の1723万5000円って。

○下水道建設課副主幹兼計画係長（高田裕樹君） 下水道建設課、高田と申します。よろしくをお願いします。

調整池の整備事業についてはですね、事業費が大きいために、出来高管理や品質管理が多岐にわたります。市の監督職員に加えて、現場に常駐していただく支援者を置き、発注者のサポート業務を行う業務でありまして、契約としては、建設コンサルタント業務あたりの会社と契約するようなシステムになっております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 1700万円のその委託料を払うだけの、があるということで、よろしいですかね、事業がですね。

○理事兼下水道建設課長（福田新士君） 今、係長が申しましたこととあわせまして、専門的な分野に精通している人員を配置する、そういった意味で、ちょっと高額と思われかもしれませんが、必要な業務でございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（太田広則君） 25ページの支出で、麦島ポンプ場が結構、修繕で上がっているようですが、まず雨量計の変換機修繕、これは何年物で、どういう理由で修繕するのかというのが一つと、それから中継ポンプ場し渣破碎机分解点検、これは定期的点検なのか。定期点検ならば、その間のポンプの状況はどういうふうになるのかですね。このことについて、ちょっと教えてください。

○下水道建設課長補佐兼水処理センター場長（南 浩一君） 下水道建設課、南です。

お尋ねの、まず雨量計変換機でございますが、これにつきましては建設当時、平成17年から使っておりましたが、最近ふぐあいがございまして故障が頻発していますものですから、

取りかえを行うものでございます。

それと麦島中継ポンプ場につきましては、破砕機というのはどうしても下水道の中にはですね、汚水の中にはトイレペーパーとかそういったものが流れてまいります、水に溶けたものをまずつかまえて、粉々にしてポンプで送るというんですが、ちょっと今ふぐあいを起こしてしまして、ただしポンプそのもの自体は詰まりにくいポンプを採用していますことですから、短期間でございましたら運用に問題ないということで、修繕をするもので、——まあ、点検・整備ですね。消耗品を交換するような委託になっております。

○委員（太田広則君） はい、済みません、わかりました。

その下のですね、さっき債務負担行為限度額3300万ね、これ、外壁補修、外壁塗装の塗りかえに3000万も金かかりますかね。そして何年、まだ新しいような気がしたんですが、そのところは、済みません、どういうことでしょうか。

○下水道建設課長補佐兼水処理センター場長（南 浩一君） 麦島ポンプ場につきましては、私が平成27年度赴任をしまして、施設の点検をして回りました。その際、内壁にですね、かなりの水漏れの痕跡がございましたものですから、平成28年度にですね、施設のチェックをしていただきまして、その中でクラックがかなり発生しておりましたものから、そのクラックをまず、これは貫通クラックと申しまして、雨水が室内に入るようなクラックが多数ございましたものから、その工法につきまして建築住宅課と相談をしながら工法を決めまして、最終的には、外壁の塗装を剥がしましてクラックを補修した後、また塗りかえるというような作業を予定しております。

それであると、なぜ債務負担行為かと申しますと、河川区域でございますものから、出水

期の作業ができないですので、約11月から翌年の5月を工期としておりますことから、2カ年の債務負担というふうに設定をさせていただいております。(委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○委員長(中村和美君) いいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) ないようでございますので、質疑を終わります。

以上で質疑を終了し、意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第16号・平成31年度八代市下水道事業会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのために小会します。

(午後3時12分 小会)

(午後3時14分 本会)

◎議案第18号・市道路線の認定について

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第18号・市道路線の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○土木課長(西 竜一君) 改めまして、皆さん、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)建設部土木課の西でございます。よろしく申し上げます。

私から、議案第18号・市道路線の認定について、説明させていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○土木課長(西 竜一君) 今回の説明では、お手元にご置きます議案書と、説明用に作成しました、右肩に建設環境委員会資料と記載され、議案第18号・市道路線の認定について・八代市建設部と記載されていますものを使用しております。説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず議案書の3ページをお願いいたします。

3ページの表に記載されておりますとおり、下村5号線、同じく6号線、7号線、8号線、9号線、入植地2号線、同じく4号線、6号線、それと北新地支線11号線、西区9号線、同じく10号線、12号線、以上、鏡町管内におけます12路線の市道路線認定について、道路法第8条2項の規定により議会の議決を経る必要がございますので、提案させていただいております。

それでは、先ほど申し上げました建設環境委員会資料をお願いいたします。

議案書に添付しております位置図を補完する資料として作成させていただきました。おおむね鏡町管内での位置がわかるようにですね、鏡町の管内図に路線を記載したものでございます。議案書の位置図とあわせてごらんいただければと思います。

位置図に色をつけてですね、事業範囲を示しておりますが、熊本県の県営事業として実施されました、鏡町の東側のほうに位置します新屋敷地区経営体育成基盤整備事業、同じく、今度は海岸のほうになりますが、北新地のほうになります。北新地中央地区水田農業支援緊急整備事業、同じく北新地で、第二西区地区経営体育成基盤整備事業、これらによりまして、農業を支援するために道路や水路などの基盤整備がなされております。県事業としてなされております。

今回、提案しました市道路線の認定につきましては、このうちの道路につきまして事業が完了し、相当の期間を経過しましたことから、今後、適切な維持管理を実施していくため、市道として認定を行うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございませぬれば、意見がありましたらお願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第18号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

◎議案第24号・八代市建築基準条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第24号・八代市建築基準条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建築指導課長（宮端晋也君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建築指導課、宮端でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。失礼します。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建築指導課長（宮端晋也君） 議案第24号・八代市建築基準条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書は21ページ、22ページでございます。あわせて、別途配付の資料もお願いしたいと思います。右肩に建設環境委員会資料、議案第24号と書いております。よろしいでしょうか。

まず改正理由でございますが、木造伝統構法の普及促進への対応と、平成30年6月27日公布の建築基準法改正により関係規定を整備する必要が生じたことによるものです。

なお、改正法の3カ月以内施行分につきましては、昨年9月議会におきまして条例改正させていただいております。今回は、法改正の1年以内施行分に関するものでございます。

改正内容でございますが、別途配付資料の1ページ中段に記載をしておりますが、まず、1番の建築基準条例の一部を改正する条例の第1条の（1）建築基準条例の第3条は、木部の構造耐力を保持することを目的とした規定で、これまでは規模のみの観点から適用除外規定を設けていたところですが、防蟻上、有効な措置の実施を前提として、適用除外できる範囲を拡大するものです。

次の（2）の建築基準条例第17条は、関連する法令の条項が法改正により削除されましたため、全部削除するものでございます。

これは、床面積が50平方メートルを超える自動車車庫と自動車修理工場について、その部分と、そのほかの部分があわせて存在する建築物では、防火区画を行うことなどが規定されておりましたが、小規模な特殊建築物については、異なる用途の部分があっても、火災発生時に在館者が短時間で火災を覚知し、安全に避難できるとの理由から、法令の当該規定が廃止され、条例の必要性、根拠がなくなったものでございます。

次に、建築基準条例の一部を改正する条例の第2条の建築基準条例第30条は、仮設の興行場等に対し、条例の第2章、第3章の規定は適

用しないという特例を設けていたものですが、建物の用途を一時的に興行場等に変更する場合の規定が法に設けられましたため、同様に条例の適用除外の規定に加えるものでございます。

そのほかの条項につきましては、文言の整理を行うものでございます。

次に施行日につきましては、附則で、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行するとしております。これは、第1条に関する法改正の部分は施行済みでございまして、第2条に関する法改正は1年以内施行となっていることから、改正法の施行日に合わせることをしているためでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第24号・八代市建築基準条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第25号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建築指導課長（宮端晋也君） 引き続き説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○建築指導課長（宮端晋也君） 議案第25号・八代市手数料条例の一部改正についてでございます。

議案書は23ページから25ページでございます。あわせて、別途配付の資料もお願いいたします。

まず改正理由は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係規定を整備する必要が生じたことによるものです。

改正内容でございますが、別途配付資料1ページ目中段に記載をしておりますが、まず、

（1）の用途規制の適用除外に係る手続の合理化によりまして、用途地域等における特例許可を受けた建築物の増築、改築または移転に係る特例許可などの新たな手続が設けられましたことから、手数料条例第2条に第66号、第67号を新たに加えております。

次に、（2）の建ぺい率規制の合理化によりまして、手数料条例第2条に、第73号の前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料を加えております。

次に、（3）の既存建築物において2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和により、全体計画認定制度が設けられましたことから、手数料条例第2条に第111号と第112号を加えております。

次に、（4）の建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和によりまして、興行場等への一時的用途変更許可制度が設けられましたことから、手数料条例第2条に第113号、第114号を加えております。

そのほかのものにつきましては、文言の整理

を行うものでございます。

施行日は規則で定める日からとし、法律の施行日からするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第25号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会とします。

（午後3時26分 小会）

（午後3時35分 本会）

◎平成30年陳情第4号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去について

○委員長（中村和美君） それでは、本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

本委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件です。

それでは、平成30年陳情第4号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりであります。何かご

ざいませんか。

○委員（百田 隆君） この問題については、執行部のほうに来ていただいて説明を求めたらどうでしょうか。

○委員長（中村和美君） それでは、本件に関して執行部に説明を求めるとの意見が出ましたが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、執行部に説明を求めるとします。

小会します。

（午後3時36分 小会）

（午後3時37分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

それでは、本件に関し、西土木課長より説明を求めます。

○土木課長（西 竜一君） それでは私のほうから、この陳情案件につきまして、継続審査の中でさまざまな意見、質問等をいただいておりますので、それについて確認の意味を込めてです、回答という形で、お手元の資料に従いましてですね、御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

済みませんが、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○土木課長（西 竜一君） お手元に、地図等の図面、写真等をですね、お配りしております。

一番最初のページのですね、位置図のほうから、確認の意味を込めてですね、御説明させていただきます。

位置図につきましては、本町1丁目の旧堤防の「とも」ということになります。

下のほうに現況平面図というふうに描いておりますが、以前、この「とも」全部ですね、本町につながる道までが以前、陳情がございまし

たが、今回につきましては、大きな建物を除いた部分からハーモニーホールのほうに向かっての部分が、今回、陳情の対象ということになります。

現況写真を次のページにつけておりますが、①の写真の右側に緑色のビルがございますが、このグリーン色のビルから先のほうが、今回の陳情の対象の区間ということになります。

今、質問にもですね、今までの質問にもございましたが、今がどういうふうな状態になっているのか、実際、堤防を切り下げたときにですね、どういう問題が生じるのかということを含めてですね、説明させていただきたいと思いません。

下のほうに横断面図ということで、現場の状況を模式図化した横断面図をつけさせていただいています。簡単なもので大変申しわけないんですが、このグレーの部分についてが堤防と、台形になっているところが現況の堤防ということになります。その上のほうに市道が通っているような状況でございます。

この堤防沿いにですね、建物が建っております。主な代表的な構造としましては、図面の左のほうにありますとおり、堤防の高さまでですね、盛り土をして擁壁等で囲んでですね、その上に建物を建てて、出入りを堤防の道路でしているような家屋、建物ですね。それと右のほうにありますように、堤防を一部切りまして、半地下建て、2階建てのですね、建物をつくり、堤防の道路からの出入りもできるし、下からも出入りができるようになって、この堤防を利用してですね、建物を建てられているようなものがございます。

実際に、これを切り下げることになりますと、道路部分だけをですね、切り下げただけはできませんで、堤防を利用して建ててあります建物と、堤防へタッチするために建ててあります建物、これらが全て撤去していただく必

要がございますということで、図面のほうに点線を描いておりますが、一部スロープでした場合でもですね、もうスロープの初めのところからですね、周辺の家屋に影響が出てくるということでございます。

それで、そのスロープ等切り下げを行った場合、影響が出てくる、撤去というかですね、補償等で撤去していただく建物が出てきますのが、この次の現況平面図と書いておりますが、赤色の太線ですね、囲んだ家屋及び建物ですね、これらが移転の対象になってくるのではというふうに考えております。大体14件ほどが対象になってくるということになります。

それともう一つですね、下のほうに、これを縦断的に示した、模式図的に示したものがございます。この黒で示しているのが現況の道路というふうに考えますと、この赤でしたようにですね、スロープを持ってきて切り下げていくということになるということで、このスロープに関しましては、道路の構造の基準を定めております道路構造令というものがございますが、平均的な日常的な道路、速度が時速30キロ程度のあれであればですね、最低でも10%の勾配は確保しなくちゃいけないという規定になっておりますので、おおむね高低差が3メートルございますので、30メートル区間のスロープが出てきて、残り約50メートルが下の地盤と同じ高さの平場というような形になるということになります。

このような改良を施す、用地買収して用地補償をして道路改良を行うということで、おおむねの概算をですね、事業費を示しておりますが、用地買収をする、工事をするためにはですね、現況の測量であったり、建物の調査というのが必要となります。それとは別にですね、この堤防につきましては文化財という位置づけになっておりますので、この調査というのも入ってくるということで、この関係の委託料で約3

000万円かかるのではということで、試算しております。

それと、先ほど説明しましたが、家屋等の移転、それと、それに伴いますその部分の用地買収で、字図等でですね、登記簿等で調べましたところ、この道路部分以外のところは全て民地ということで、昔の堤防敷はですね、民地のほうに払い下げであるような状況です。ですので、その用地買収が出てきますということで、用地買収はおおむね約2000平米と、物件数が14件ということで、用地補償で、ここに書いておりますが、約3億2000万円が必要ではないかと試算しております。

それと、必要最低限の工事ということになりますが、堤防を切り下げるといふ、堤防を取り除くという工事と、その表面をですね、道路として使用できるように、舗装等とか排水構造物を設けるといふ道路改良を実施するに、約5000万円かかるのではと試算しております。合計で概算事業費が約4億円かかるものと試算しております。

それと最後に、現況の航空写真をつけておりますが、この平面図のほうもですね、見ていただければわかるんですが、現在、この道路はですね、周辺の道路とあわせて複雑な道路ということで、いろんな道路がまじっているということですね、この新しくですね、道路を、例えば真っすぐですね、今の現況の道路に取りつけるといふと、新しい交差点が生まれる。ということになりますと、周辺ですね、道路を潰してしまったりとかですね、改良しなくちゃいけないということで、また、その範囲も広範囲に及ぶ可能性があるなというふうに考えております。

ですので、今の交差点の位置というのは変えられない。それと現況の道路にタッチしなくてはいけないということがございますので、部分的な改良であって、現況の交通体系というのは

余り変わらないのではないかとということで、ただ、平らな部分ができるということでですね、当然、見通しはよくはなりますが、交通量をですね、ふやすとかですね、交通をスムーズに通すというようなどころまではですね、かなりその効果を上げるというのは厳しいかなというふうに考えております。

以上、今までの質問等がございました中でのですね、回答も含めた説明とさせていただきます。

○委員長（中村和美君） ありがとうございます。

では、今の執行部の説明を聞き、御意見等はありませんか。御意見、質問。何か御質問ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 堤防の、何ていったっけ、これは。堤防の斜めになつとるところは何ていったっけ。（「ああ、のり面。のり面です」と呼ぶ者あり）のり面。建物が建っているところは、盛り土して建っているところの部分は、垂直に切ったところまで民有地として払い下げしてあるとですか。

○土木課長（西 竜一君） そうですね、はい。基本的にはそういうふうな状況です。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでしたら、小会いたします。

（午後3時48分 小会）

（午後3時52分 本会）

○委員長（中村和美君） それでは、本会に戻します。

それでは、委員の皆さん方の御意見を伺いたいと思います。御意見ありませんか。

○委員（太田広則君） 今、執行部の話を聞きましてですね、東へ60メートル進んだところからでのですね、ことで配慮してくださいということで聞きましたけども、結局80メートルのスロープが残るということになりますですね、接続の。これは非常に、抜本的な対策にはならないんじゃないかなというふうに私は思いました。非常に厳しい工事になるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかがございませんか。

○委員（田方芳信君） 今、太田委員が言われたとおりですね、部分的な部分だけをするということでは、やはり生きてこないのかなと。やはり、するならば大きく、幅広く、いかなければならない。今の現状では、ちょっと難しいのではないかと思います。

○委員長（中村和美君） ということで。

○委員（田方芳信君） 審議未了でいいのではないかと私は思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） 両委員様と同じ意見で、費用対効果が望めないということと、それと、せっかくそこまでしたとしても、何を目的とされているのかなというのが、いまいちですね、つかめないところがあるので、審議未了ということでしたと思います。

○委員長（中村和美君） ほかがございませんか。

○委員（百田 隆君） いろいろと意見が出ましたけれども、やっぱり費用対効果とか、あるいは緊急性とか、いろいろ考えたときに、そして構造的な問題とか、そういうのを考えたときにですね、やはり今回は無理ではなかろうかなと思っておりますので、審議未了ということでお願いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） それでは、ほかにご

ざいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、お諮りします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

平成30年陳情第4号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で、陳情の審査を終わります。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

それで、一言、執行部のほうへお願いしておきたいと思っておりますけれども、本委員会においてもですね、説明いただきましたようですが、本陳情を提出された地元の住民の皆さん方にもですね、機会を見て話をさせていただければと思いますので、どうぞ地元の陳情者の人たちとコンタクトをとっていただいて、説明をできればですね、お願い申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。部長、よろしく申し上げます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なければ、異議なしと認め、そのように決しました。

執行部の入れかえのために小会いたします。

（午後3時56分 小会）

(午後3時57分 本会)

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査に関連して1件、生活環境に関する諸問題の調査に関連して4件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

-
- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
(八代市景観計画について)

○委員長(中村和美君) それでは、まず、八代市景観計画についてをお願いします。

○建設政策課長(涌田直美君) こんにちは。
(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 建設政策課長の涌田です。

それでは、八代市景観計画について、現在の進捗状況及び今後のスケジュールにつきまして御報告いたします。

座って説明をさせていただきます。

○委員長(中村和美君) はい。

○建設政策課長(涌田直美君) この八代市景観計画につきましては、平成28年9月議会におきまして補正予算を計上し、御承認いただいたもので、鋭意、計画の策定を進めてきたものでございます。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。お手元の資料、右上に建設環境委員会とあります、真ん中に八代市景観計画についてという資料をごらんください。

まず、1ページ目をお開きください。

このページは、本市が景観まちづくりを進める上で、景観法や景観計画、景観計画策定までの流れなど、景観まちづくりの概要について、市民の皆様説明用として作成したリーフレットでございます。

次に、2ページをお開きください。

まず、八代市景観条例とはありますが、この条例は景観法が委任する条例でございます、八代市景観計画の実効性を担保するための法令でございます。

次に、八代市景観計画とはありますが、これは景観法に基づく計画でございます、良好な景観形成を推進していくため、景観に関する市独自の方針や基準、施策等を定めた計画のものでございます。

それでは、そもそも、なぜ八代市が景観計画を策定する必要があるのかについて、御説明いたします。

現在、八代市全域は熊本県の景観条例の適用範囲内となっており、県全体を対象とした、いわば、大まかな浅いルールが適用されております。図で示しますと、左側の真ん中のほうに書いてあるものになります。そこで、市の地域特性に合った八代らしい魅力ある景観形成を市民協働で推進していくためには、市独自のきめ細かな方針や基準を定めた計画を策定する必要があったためでございます。図で申しますと、中段の右側になります。

次に、4ページ目をお開きください。

この景観計画策定の体制につきましては、図のとおり、まちづくり団体や地域組織、市民、事業者、学生等に参加いただき、景観まちづくり会議、市民ワークショップを、約70名の参加のもと、4回実施しております。

この会議で挙げられました意見やアンケート調査の結果を踏まえ、作成しました計画の素案を、関係部署の職員でつくる作業部会、庁内検

討会で検討した上、景観計画策定委員に諮問し、合計5回、景観計画案や景観条例の骨子案につきまして、審議いただいたところでございます。

5回の策定委員会で、八代市景観計画案がまとまりましたことから、先月2月の5日に、策定委員長の熊本県立大学・柴田教授より中村市長に答申を行ったところでございます。

それでは、今後の主なスケジュールについて、御説明を申し上げます。

本市におきましては、新たな条例になりますことから、現在、八代市景観条例案と八代市景観条例施行規則案のパブリックコメントを3月4日から4月2日にかけて実施しているところで、広く市民の皆様から御意見をいただいた上で、策定に向けた手続を進めていきたいと考えているところでございます。

今回のパブリックコメントの公表資料といたしましては、お手元の資料、八代市景観条例案と八代市景観条例施行規則案と、関連資料といたしまして、資料6ページの八代市景観条例の概要、それと八代市景観計画案でございます。

このパブリックコメントでの御意見を踏まえた上で、6月議会に景観条例を上程したいと考えております。

現段階の景観条例案と景観条例施行規則案につきましては、お手元の資料に添付しております。

また、条例の議決後、景観行政団体になる旨の公示を行い、その30日後には景観行政団体に移行することになります。

その後、お手元の資料、八代市景観計画案につきまして、景観法の規定に基づく正式な策定手続としまして、パブリックコメントを10月ごろ、八代市都市計画審議会を12月ごろに実施する予定で、それを経て、来年1月に景観条例の施行及び八代市景観計画の運用を開始する予定としているところでございます。

なお、お手元の資料の5ページをお開きください。A3の横図になったものですが、このスケジュールにつきましては、これまでの経過並びに今後のスケジュールにつきまして、記載をしております。

以上で、八代市景観計画について、現在の進捗状況及び今後のスケジュールについての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） はい、ありがとうございました。

本件について何か質疑、意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、八代市景観計画についてを終了いたします。

執行部入れかえのため小会します。

（午後4時04分 小会）

（午後4時06分 本会）

・生活環境に関する諸問題の調査

（第3次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕について）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、第3次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕についてをお願いいたします。

○環境課長（武宮 学君） 環境課の武宮でございます。よろしくお願申し上げます。

第3次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕につきまして、説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

資料は、1が概要、2が計画書でございます。時間の都合もございまして、主に資料1の概要を用いて、説明させていただきます。

まず、1、目的でございます。

本計画は、法律で市町村に策定義務が課せられているものでございまして、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスを削減するための

計画、つまりは、市役所として実施する省エネや省資源などの取り組みを掲げるものでございます。

現在は第2次計画の期間内でございますが、本年度をもって計画期間が終了しますことから、新たに、第3次の計画を策定するものでございます。

2の計画の対象範囲でございます。

市が実施する全ての事務事業を対象としております。

次に、3の計画期間でございますが、国の計画等を踏まえ、2013年度を基準年度とし、計画期間を来年度、2019年度から2030年度までの12年間としております。

4、温室効果ガス総排出量の状況でございますが、基準年度であります2013年度の温室効果ガスの総排出量は3万1793トンでございます。排出要因の内訳としましては、約5割が電気使用に伴うものであり、次いで、ごみの焼却に伴うものが約3割となっている状況でございます。

次に、5、温室効果ガス総排出量の削減目標でございます。

ただいま申し上げました基準年度の総排出量3万1793トンに対し、2030年度までに5868トンの温室効果ガスの削減を見込んでおりまして、削減目標を2万5925トン以下と設定をしております。

次に6、具体的な取り組みでございます。

省エネ・省資源の推進に関する取り組みについて、全職員で日常的に、また、施設管理等におきましても、積極的に実践することとしております。

主な取り組みにつきましては、裏面に参考として掲げておりますが、計画書の9ページから13ページにかけて、さらに詳細な取り組みを掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

最後に、裏面の7、進行管理でございます。

先ほど、基準年度の温室効果ガスの排出状況を説明いたしましたが、削減目標を達成するためには、特に電気使用量を削減することが必要不可欠でございます。

そのようなことから、第3次計画では、各課かい長の指揮のもと、課かい長が指名する環境活動推進員を中心に、全課かい、全職員において、計画に掲げられた省エネ等の取り組みを推進していくこととしております。

事務局であります環境課としましては、計画の進捗状況の把握・公表はもちろんのこと、関係各課と連携しながら、推進員に対する研修会あるいは情報提供を行うなど、サポート体制の充実を図りたいと考えているところでございます。

今後、本計画に基づきまして、市として、省エネ、省資源対策を推進していくこととなりますが、いかに職員一人一人がコスト意識を持って、これらの取り組みを実践できるかが、非常に重要となります。

現在の第2次計画は、目標を達成している状況にありますが、第3次計画におきましても目標が達成できますよう、引き続き温室効果ガスの削減対策を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（中村和美君） ありがとうございます。

本件について何か質疑、意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、第3次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕についてを終了します。

・生活環境に関する諸問題の調査

（八代市災害廃棄物処理計画について）

○委員長（中村和美君） 次に、八代市災害廃

棄物処理計画についてをお願いいたします。

○循環社会推進課長（坂口初美君） こんにちは。循環社会推進課の坂口でございます。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○循環社会推進課長（坂口初美君） 初めに資料の確認でございますが、当課から配付しておりますのは、資料1の八代市災害廃棄物処理計画について・計画の概要と題しましたペーパーと、別冊1、八代市災害廃棄物処理計画案でございます。お手元でございますでしょうか。

本日はボリュームの都合上、資料1を使いまして、八代市災害廃棄物処理計画案の大まかな構成について説明をさせていただきます。

災害時に発生する廃棄物は、人の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるおそれがあるため、適正かつ円滑で迅速な処理を行うことが必要となります。本計画案は、突発的な自然災害時の災害廃棄物処理の応急対策と復旧・復興対策を可能にするため、必要な組織や業務内容を整理して示し、平時から備えることを目的としております。

本市では、平成28年熊本地震で発生した災害廃棄物の処理や損壊家屋の公費解体事業が平成29年度末で終了したことを受け、平成30年度から2カ年をかけて、熊本地震の経験を反映させた災害廃棄物処理計画の策定を行うべく、事務を進めておりましたが、そのような折、平成30年7月に起きました西日本豪雨災害を契機として、熊本県から早急な災害廃棄物処理計画の策定に関する強い要請があったため、当課でもできる限り早い完成を目指して、作業を進めてまいりました。

内容的には、国の災害廃棄物対策指針、熊本県災害廃棄物処理計画、八代市地域防災計画などとの整合性に留意しながら、庁内検討会で関係業務の調整を行ったものでございます。

それでは、お手元の資料1をごらんください。計画案の骨組みとしましては、第1章から第4章で構成しております。

まず、第1章は、計画策定の目的と位置づけ及び基本的な事項について、まとめております。

第1節の1と2で、計画策定の目的と位置づけを、第2節の1と2で、計画の対象とする災害を大規模地震・水害・高潮として、災害によって発生する廃棄物の種類を想定しております。

3では、本市が所有する一般廃棄物処理施設9施設と車両の状況を示し、4では、災害廃棄物処理の基本方針を、衛生的かつ迅速な処理、分別・再利用の促進、処理の協力・支援・連携、環境への配慮として示しております。

次に、第2章では、組織及び協力支援体制について、まとめております。

第1節の1では、組織・体制を明記し、新しく災害対策本部内に災害廃棄物処理総括責任者を設けて、市民環境対策部長が兼任することとしております。これは、災害対策本部内で廃棄物処理に関する全庁的な情報収集のもと、仮置き場設置の有無や用地選定などの決定ができるようにしたものでございます。

第1節の2では、業務概要として、被災者の生活に伴う避難所ごみ・し尿などの廃棄物処理や、災害の段階を、緊急措置、第一次対策、第二次対策、復旧・復興対策として、時系列に即した災害廃棄物処理の業務を掲げ、地域防災計画上の廃棄物班でございます、環境課、環境センター管理課、循環社会推進課、人権政策課、監査委員事務局の担当業務を示してございます。

また、第2節では、1、支援体制、2、警察・消防等との連携、3、広報と情報の発信についてまとめており、本市が災害支援を受ける場合だけでなく、他の市町村を支援する場合の考

え方や、警察・消防・住民組織などとの情報共有に関する連携や情報発信の手法について、整理しております。

続いて、第3章では、災害廃棄物処理について基本的な収集運搬体制と、災害廃棄物処理現場でのマニュアルとなる実行計画について、記載しております。

まず、第1節で、災害廃棄物や避難所ごみに係る収集運搬体制の確保、第2節では、し尿や避難所の簡易トイレなど収集運搬体制と処理について、第3節では、避難所を含めた生活ごみの処理について、記載しております。

第4節では、災害廃棄物処理における分別や再利用を念頭に、具体的な実行計画の考え方や発生量を示して、処理スケジュールや処理フロー、仮置き場の設置や管理運営、処理方法のほか、本市単独では完結できない場合の広域処理や県への事務委託など、平時から準備することが必要な事項について、記載しております。

最後の第4章では、その他の事項として3項をまとめております。

1で、仮置き場などでの環境対策や火災防止対策などの周辺住民への配慮について、2では、瓦れき撤去、損壊家屋等の解体について記載し、公費解体が実施される場合の組織づくりや外部委託の必要性を記載しております。3では、ボランティアの活用を記載しました。

以上が、本計画案の主な構成となります。

今後のスケジュールとしましては、政策会議等を経て、完成させたいと考えております。最終的に完成しました折には、本委員会でご報告をさせていただきます。

なお、本計画の内容につきましては、より実効性の高い計画になるよう、必要に応じて見直しを行っていくものでございます。

今回、お配りしております資料は、現時点での計画案でございます。今後、最終案の作成に進んでまいります。進行状況の報告に加え、

委員の皆様のご意見を頂戴できればと考え、所管事務調査の報告をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、八代市災害廃棄物処理計画についての説明を終わります。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） よくつくっていただいたというふうに、まずは思っております。災害時ですね、廃棄物対策については、台風等で八代も何回も経験があるわけで、その体験をもとに組み立てていかれると思うんですが、せっかくいい計画をつくられるので、まずは実効性を伴うようにですね、机上訓練で結構ですから、そういったシミュレーションを積み重ねて、より確実なものにしていただければと思います。（循環社会推進課長坂口初美君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、八代市災害廃棄物処理計画についてを終了します。

・生活環境に関する諸問題の調査

（千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟について）

○委員長（中村和美君） 次に、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟についてをお願いします。

○循環社会推進課長（坂口初美君） 続きまして、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟について、御報告します。

着座にて申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい。

○循環社会推進課長（坂口初美君） 資料は、資料2としております横書きのペーパー1枚になります。

今回は、本件契約訴訟のうち、福岡高裁での控訴審2件と、平成30年10月13日に熊本地方裁判所に提起された平成30年許可更新処分取消請求事件の進捗について、御報告いたします。

お手元にお配りしております資料2のほうをごらんください。

まず、左から1列目と2列目に示しておりますのは、福岡高裁で行われている控訴審2件でございます。①の地位確認等請求控訴事件及び②の許可更新処分取消請求控訴事件ともに2回の口頭弁論で結審しており、判決の言い渡し日を、①の地位確認等請求控訴事件が3月28日に、②の許可更新処分取消控訴事件が3月27日に指定をされております。ともに今月末に、高裁の判決を迎える予定でございます。

次に、右列③は、熊本地裁に提起されました許可更新処分取消請求事件でございます。これは、本市が有限会社TMDに平成30年4月23日付で行いました一般廃棄物収集運搬業の許可更新処分、いわゆる平成30年許可の取り消しが求められているものでございます。この裁判の趣旨は、福岡高裁で審理中の②平成28年許可の取消請求控訴事件と同様のものがございます。

熊本地裁での裁判は、本市が昨年11月5日に訴状の送達を受けました。12月と2月に口頭弁論が開催されており、今回は4月10日に第3回目の口頭弁論を予定しているという状況でございます。

福岡高裁の判決の結果や今後の対応につきましては、明らかになり次第、御報告をさせていただきますと考えております。

以上で、3件の訴訟に関する進捗状況の御報告を終わります。

○委員長（中村和美君） この件について、質疑、意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟についてを終了します。

・生活環境に関する諸問題の調査

（環境センター建設事業の完了について）

○委員長（中村和美君） 次に、環境センター建設事業の完了についてをお願いいたします。

○理事兼環境センター建設課長（山口敏朗君） こんにちは。環境センター建設課、山口でございます。よろしくをお願いいたします。

平成22年度に候補地を加賀島地区に決定してから動き出しました環境センター建設事業も、緑地エリアの工事が3月下旬で終了となり、本事業も完了することになりますことから、最後の御報告をさせていただきます。

あわせて、最終処分場の整備方針につきましても、本年度の業務が終了いたしましたので、御報告させていただきます。

座って、説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○理事兼環境センター建設課長（山口敏朗君） まず、環境センター建設事業の完了について、御報告させていただきます。

資料は、建設環境委員会資料、建設事業の完了についてという資料があるかと思います。そちらをよろしくをお願いいたします。

まず、表紙・中表紙をめくっていただきますと、最初にページが、環境センター整備事業の経過についてということで表を載せております。この表につきましては、竣工式の際にも資料におつけしてございましたけれども、最後に3月、緑地エリアの工事の完了と加えてありまして、改めて簡単に御報告させていただきます。

平成22年度に、環境センター建設地を加賀島地区に決定し、国に地域計画を提出しましたところから、本事業は本格的に動き出しております。

平成23年度には、処理システムを2方式3機種とする旨の提言書が処理システム検討委員会から提出されております。また、漁業関係者から環境センター建設の同意書が提出されております。

25年度に入りまして、DBO事業に伴う債務負担行為を市議会に御承認いただき、26年度に入り、5月に入札公告を行い、落札者を日立造船とした環境センター建設工事請負契約の承認を、3月議会でいただいております。

建設用地といたしましては、平成26年度に県有地、27年度に国有地を取得し、いよいよ現地着工となっております。

28年度に入り、4月からエネルギー回収推進施設の建設工事に着手いたしました。4月14日に熊本地震が発生しまして、その影響により工事の一時中断を余儀なくされましたが、再開できたのは8月下旬で、その影響で本格稼働が6カ月間おくれることになりました。その後は、順次、各施設の建設工事に入っております。

その後、平成29年度には、小中学生から環境センターの愛称を募集し、エコエイトやつしと命名いたしました。

また、環境センターで八代市内全域のごみ処理をするための、八代生活環境事務組合規約改正の議決を3月にいただいております。

本年度に入りまして、7月にごみの受け入れを開始し、10月に本格稼働となっております。3月下旬には緑地エリアの工事が完了し、環境センター建設事業の全ての事業が終了することになります。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと思っております。本事業につきまして、事業費のほうを取りまとめております。

事業費につきましては、施設ごとの工事費、用地取得費、九電負担金、マテリアルリサイクル推進施設で使用する重機、さらにエネルギー

回収推進施設の20年間の運営費と、平成22年度から実施してきました各種業務委託関係で、整理しております。各項目の事業費と、そのうちの交付金額、また基金額のほうを示しております。

ピンク色の段の合計額をごらんください。実施設計費を含む、施設整備に要しました事業費が160億5232万7000円で、そのうち国の交付金が36億3854万3000円、基金が30億円となっております。

これに、エネルギー回収推進施設、ブルーの部分でございますけど、20年間の運営費66億900万4000円を足しますと、この金額については契約時点の金額ですので、今後の物価変動で変わってまいりますけど、これを加えますと、次の段の226億6133万1000円となり、当初設定しておりました240億円の総事業費内でおさまっているというところでございます。

また、その次の段の黄色の段になりますけど、22年度から実施してきました、地質調査、測量、基本設計、実施設計、環境影響評価、アドバイザー業務、設計施工管理業務、各業務委託に要しました費用が総額で2億1254万6000円、そのうち、計画支援事業として国の交付金が3582万9000円となっております。

これを加えますと、一番下のピンク色の段、人件費、旅費、需用費、役務費等の事務にかかりました経費を除いた事業総額は228億7387万7000円となり、そのうちの交付金が36億7437万2000円、基金が30億円となります。

以上が事業費の額でございます。

続きまして、緑地のエリアの整備状況について、御説明いたします。

次のページをごらんいただきますと、こちらの平面図は、機会があるごとに委員会のほうに

提出させていただいた平面図でございますけど、緑地エリアにつきましては、トイレの位置だとかベンチの数であるとか樹木の本数など、若干設計変更いたしております。

次のページをごらんください。緑地エリアの整備の平面図でございます。

変更後の部分につきましては、まず緑地の左側、水色の部分がトイレ、その下の水色のひょうたんの部分がビオトープ、その下の茶色の細長い廊下状になっておりますのが、オブザーベーションデッキになります。

右上の白い部分が、児童用と幼児用の遊具になります。

グレーの部分が舗装部分、緑色の部分が芝生になり、濃い緑色の丸は高木、ピンク色の部分は大島桜になります。

なお、3月下旬に緑地広場の工事は終了しますが、芝を張っている部分につきましては芝養生のため、開放できるのは7月1日からになります。

次のページからは、建設工事の工程写真となっております。

平成27年12月以前の着工前の状況から、平成30年9月末の工事の進捗状況を、上空から撮影した写真を載せております。

次のページをめくっていただきますと、各施設の近影の写真、そして最後の写真のページが緑地エリアの整備の状況ということで、写真を載せております。

先ほど申しましたように、3月下旬に緑地の工事が終了して、環境センター建設事業が終了することになります。

以上で、資料1の環境センター建設の完了についての説明を終わります。

続きまして、最終処分場の整備方針についても資料をつけておりますので、御説明させていただきます。

資料2のほうをめくっていただきますと、概

要版のほうをつけております。概要版の表紙をめくっていただきますと、内容になってまいります。

資源物として分別しているガラスくず・陶磁器類については、今後も埋め立て処分が必要だとして、本年、最終処分の方向性について、業務委託を行い、調査・検討を行ってきた結果を取りまとめたものです。

最終的には、先ほどの予算審議のお話がありましたように、市として最終処分場の整備が必要との方向性が見えてまいりましたことから、31年度には候補地の検討等に入る必要があると判断したことになります。

1ページ目につきましては、業務目的として、ガラス・陶磁器類の不燃性残渣の排出量の推計、最終処分場の整備や民間業者への外部委託等の比較検討を行っております。

なお、2024年から氷川町のごみも広域的に処理を行うとして、今現在、協議を行っておりますことから、不燃性残渣の排出量につきましても、氷川町の量を加味した数字を使っております。

下段の表をごらんください。最終処分場の整備期間を、2026年度、平成38年度までの8年間としております。その後、埋め立て期間を15年間、2041年度までとしておりまして、年度ごとの不燃性残渣の排出量を推計した表となっております。

総量が1万1737トン、整備後の15年間の排出量は7484トンになり、この量が整備計画の基礎となる数字になってまいります。

2ページをごらんください。

こちらのほうは、西日本地域で受け入れの可能性のある民間の最終処分場の状況を、ヒアリングなどを行い、調査をした結果を示した表になります。

この中で、真ん中の三重県の民間最終処分場は、容量も一番大きく、2060年度までは受

け入れ可能との調査結果が得られております。

下の表につきましては、一般的な最終処分方針案をA案からG案まで取りまとめたものになります。一般的に整備されている方法でございます。ただ、E案とF案につきましては、現在、埋まっている廃棄物を圧縮する工法ということになりまして、これにつきましては施工が困難と考えられることから、今後の検討課題からは外すということで取り扱っております。

そういったものを取りまとめたのが、最後につけておりますA3判の横開きの表になります。こちらのほうも一応、施設の形状、それから必要な事業費、それからそれぞれの特徴について、まとめているところでございます。あくまでも、こういうものがあるということをお示しさせていただき資料として、お捉えいただければと思います。

A案は新オープン型最終処分場、B案が被覆型最終処分場。これらは新しく最終処分場をつくる案で、A案は屋根のないタイプ、B案は八代生活環境事務組合のように最終処分場の上に屋根をつける形、こういうタイプの違いがあります。

C案につきましては外部委託処分、これは最終処分場をつくらずに外部に委託をしていくというところでございます。

D案が、現在あります最終処分場を再生するというので掘り起こし再生利用案と、上のほうに積み上げる形状型変更案ということで、現在の最終処分場を活用するという案になっております。

その下のほうには、それぞれの必要な事業費をですね、つけております。また、特徴等をまとめております。ただ、この事業費については、用地取得費を加えておりませんので、単純に工事に係る経費だというふうにお捉えいただければと思います。

A案、B案につきましては、市がみずから最

終処分場を整備することで、将来にわたり責任を持って適正に埋立処分を行うことが可能になります。ただし、建設予定地の状況により事業費が大きく変わるため、採用においては十分な候補地検討が必要となってまいります。

一方、C案は最も安価となりますが、平成39年度以降は処分先が近畿、中部地方と遠方になりますことから、かつ将来的な処分先として、確定させることは難しいのではないかと考えております。

また、D案、G案につきましては、比較的事業費が高く、その他の課題も多いため、優位な状況ではないというふうに考えております。

以上のように整理しておりますけれども、施設整備方法は建設場所に左右され、また、事業費についても整備方法によって大きく変化します。どの方法が一番妥当であるか、そういった意味から判定は行っておりません。

これらの調査・検討結果として、今後、市有の最終処分場の整備が必要になるということで、候補地の選定作業に入る必要があるということで判断した次第でございます。

最終処分場整備事業につきましては、本年度から環境センター建設課において着手いたしました。今年度いっぱい本課がなくなりますことから、31年度には環境課内に新しく設置されます環境施設整備推進室において、候補地の選定、施設整備の内容、規模の検討など関連業務を行っていくこととなります。

以上が、資料2、最終処分場の整備方針についてということになります。

最後に、環境センター建設事業もいよいよ3月末で終了することになりましたけれども、長きにわたり事業を順調に進めてくることができましたのも、また、本市のごみ処理拠点をですね、清掃センターやクリーンセンターから環境センターにスムーズに移行できたのも、市議会を初めとします市民の皆様、関係機関の皆様の

御指導、御理解、御協力のおかげであると感じております。お礼を申し上げ、御報告とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、ありがとうございました。

本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、最後にですね、処分案の検討、比較の検討ね、これについて今、外部の委託の処分、説明があったんですけども、将来的に処分先としては確定できないと。20年先の話ね、これね。（理事兼環境センター建設課長山口敏朗君「そうです、はい」と呼ぶ）

39年だからね、私は生きていないんだけど。まあ、処分先、20年先、39年ぐらいに検討したらいいんじゃない、その2年ぐらい前にね。というような意見ね。

○理事兼環境センター建設課長（山口敏朗君） ただ、ガラス・陶磁器については、ちょっと急がなきゃいけない部分もあるかなというふうには考えております。

○委員（山本幸廣君） まあ、これから検討。委員会には、ぜひともそれを報告してください。（理事兼環境センター建設課長山口敏朗君「はい」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 環境センター建設完了報告ということでいただいたんですけど、車庫棟・洗車棟のですよ、当初つくられた利用方法と今違っているじゃないですか。現在、この間お伺いしたときは雨ざらしですよ、車。

（「そうやったね」と呼ぶ者あり）今後どうされるのかなと。完了とおっしゃったんですけど、もう車は、当初の車庫棟に入れるというのから外れて、今、紙とか何とか入れているでしょう。それは次、どうされるおつもりなのかな

と。

○理事兼環境センター建設課長（山口敏朗君） まず、車庫棟・洗車棟ということで整備させていただきました車庫でございますけれども、まず、マテリアルリサイクル推進施設の中におさまるべき資源物というのが、計画を立てまして整備が終わるまでの間に法令が変わって、小型家電の扱いが変わってきたというところ、それから量的なものど処理的なスピードの問題ということでですね、例えば、資源物として紙関係のほうなんですけども、3日、4日分の貯留施設しか基本設計上、つくれなかった部分が、1週間に1回ぐらいしか取りに来ていただけないとか、そういう部分もありまして、車庫棟のほうにそういったものの資源物を移さざるを得なかったと。当初計画しましたものよりも、ちょっと資源の扱い方が変わってきた部分もございまして、ヤードをちょっとふやさなければならなくなったという関係で、車庫棟のほうを有効活用するしかないということで、そういうふうにさせていただきました。

車両につきましては、今現在、外に置いている状況で、当初計画と全く変わった状況にはなっておりますけど、当初は車庫の中に入れるということで計画してきたものの、ヤードの関係でですね、どうしても車を外に出さざるを得なくなったということで、今、通常の使用の場合はですね、車庫棟から出して通常の業務を行っております。ただ、これが台風でありますとかいろんな状況になりますと、マテリアルの棟の中にですね、収納いたしまして、そこはきちんと入れていくと。ただ通常業務の中では先ほど述べましたとおりやっていくという形で、今やっているところでございます。

ただ今後、車庫棟をつくるかとなりますと、それはまた再検討しなければいけない部分かなというところがありますので、これはまた検討していかなければならない部分かなと思ってお

ります。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 車庫棟もたしか5億円ぐらいかかっているんですよね。中に入れているものが資源回収後の紙とかですよ。どっちが大事かって話で、車庫棟をつくるんじゃなくて、回収物を入れるプレハブみたいなものでいいんじゃないですかね、もしつくとしたら。その辺は意見としてちょっとっておきたいんですけど。（「意見だそうです」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、環境センター建設事業の完了についてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

そのほかに、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか、委員の皆さん。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、本委員会の管外行政視察について、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。
しばらく小会いたします。
（午後4時42分 小会）

（午後4時46分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。
本委員会の管外行政視察については実施したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そのように決しました。
ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で所管事務調査2件についてを調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、2019年5月8日から10日までの3日間、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査のため、行政視察にまいることとし、視察先及び視察内容については委員長に御一任いただき、決まり次第、議長宛て派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午後4時48分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成31年3月13日

建設環境委員会
委員長